上総国望陀郡大谷村における加持・祈祷

雨乞・虫加持・疱瘡加持を中心に

はじめに

雨

を 楽

文要

論

いて述べた。右の行為の一端を明かにする素材として、本稿では雨乞・虫加持 する試みの一つで、ここでは人の力の及ばぬ時の神仏への祈り、呪術的行為につ 疱瘡加持を取り上げた。天災と病気に対する加持祈祷である。 本稿は上総国の一農村(望陀郡大谷村現千葉県君津市)の生活を描き出そうと

核が失われると「日の丸」の旗を揚げてみたりするなど、核となるもの象徴とな 楽を中心に百万遍や村内・近隣社寺への参拝を行ったが、近代に至り藩主という その契機・核になったのは藩主の雨乞であった。大谷村の雨乞行事は若者組の神 残る日記をもとに、幕末から近代にかけての雨乞と虫・疱瘡加持を追ってみた。 のところ近世後期のものが若干残る程度で、本稿は主として大谷村の名主の家に と受けとったものを積極的に取り入れている。この傾向は近世にもみられるが、 なども大きく変化している。当時流行していたと思われるものや村人が好ましい るものを模策しているらしい行為を読みとることができる。一方神楽の舞や行事 久留里藩領における雨乞は基本的には藩領各村が独自に行っていたようだが、 大谷村は久留里藩領黒田氏の支配下にあったが、藩領全域に関わる雨乞は現在

虫加持と疱瘡加持

Щ

本

光

IE

Ξ

おわりに

化してきたことにより、 としたことがあるだろう。但しさらにその背景にあるものを考えていく必要が 近代に入ってその変容は顕著になっている。 演じる側観る側共に、より面白いものを取り入れよう その原因の一つとして行事が娯楽

述のように近代に入ってから大きな変化をとげている。久留里藩領の村または 神楽は一時期中断したものの現在も行われているようであるが、その内容は前 の加持は無視され、若者組の神楽と疱瘡棚を中心とした祈祷が行われている。 があるにも拘わらず慶応元年村内に疱瘡が流行し子供達が感染すると、 わっていたらしく、村外の人々も加持を受けに来村している。村内に疱瘡加持 落内における諸行事を見る上で大きな意味を持つと同時に、村内における秩序 久留里周辺地域の村々がどの程度神楽を行っていたか不明であるが、神楽が村 を維持するものとして機能していたことを窮うことができる。 天災・病気いずれにしろ祈祷の中心をなすものは若者組による神楽であった。 虫加持・疱瘡加持に関しては、大谷村の持明院に独得の祈祷法または薬が伝

はじめに

は大谷村の朝生家に残る日記をもとに近世から近代にかけての一農村のに至る雨乞行事と虫加持・疱瘡加持について述べたものであるが、これ本稿は上総国望陀郡大谷村(現千葉県君津市)における近世から近代

生活を描いてみようとする試みの一つである。

りであり本稿で結論を記せる状態ではない。 もであり本稿で結論を記せる状態ではない。 なれ、村落生活の中に位置付けられていたかを見ることに目的を置いてされ、村落生活の中に位置付けられていたかを見ることに目的を置いている。但し一村の生活を描き出す試みといってもその作業を始めたばかいる。但し一村の生活を描き出す試みといってもその作業を始めたばかいる。但し一村の生活を描き出す試みといってもその作業を始めたばかいる。但し一村の生活を描き出す試みといってもその作業を始めたばかいる。

たりしている。

歌舞音曲などを伴うこともあった。神仏に捧げる舞や演奏は本来神聖な神仏などに頼る場合、単に祈りを捧げるだけのこともあったろうが、

・見世物のように変質していく一面をみせる。こうした行事は時としてものであったろうが、次第に娯楽的な要素が強くなる場合もあり、芸能

す神楽等が時代と共に変化していく様子をみることができる。

伝統芸能として位置付けられるが、

大谷村の場合も加持祈祷の中心をな

本稿が対象とする上総国望陀郡大谷村についてはいずれその既要をi

表することになるが、ここでは本論の便のため簡単に大谷村について述本稿が対象とする上総国望陀郡大谷村についてはいずれその概要を発

べておく。

行して小櫃川の支流御腹川が流れている。間に位置し、集落はほぼ村内を貫通する道に沿って発達し道の東側に平う時代は黒田氏の支配であった。城下町より東へ徒歩四~五〇分程の山大谷村は近世にあっては久留里藩領下の城付村で、本稿が主として扱

本稿においては便宜上 あるが、 ので、本来は欠けることなく残されていたものと思われる。 ているものの、 よっているが、 一二月まで完備したものは現存しない。これは日記の保存状態によるも 中欠・後欠のものもあり表紙の欠けているものは日記の表題は不明で 本稿は主として大谷村の名主を勤める家柄の朝生家に残された日記に 概ね「子年日記」「丑年日記」と十二支を冠してある。 毎年残されているというわけではなく、さらに一月から 日記は安政四年 「朝生家日記」 (一八五七) に統一しておく。 から明治二六年まで残され 日記は前欠 しかし

でてくる可能性が大きい。ものであっても、今後日記の読み込みにより年代が明らかになるものがものであっても、今後日記の読み込みにより年代が明らかになるものが現存する日記のうち近世のものは次の通りであるが、現在年号不詳の

○安政四年九月一二日~一二月二○日

○安政五年一月二八日~五月二五日・六月八日~一二月三○日

○安政六年三月二九日~六月一一日

○文久元年五月二七日~一一月一五日・一一月一六日~一二月三○日

○元治元年七月一日~一○月八日・一○月一八日~一二月二七日

○慶応元年一○月一七日~一一月三○日

○慶応二年一月一日~三月一九日・八月一七日~一一月二〇日

○慶応三年一月一日~二月一一日・八月四日~一二月二三日

安政四年・明治一九年の家族構成を参考のため次に掲げておく。

○安政四年の家族構成

父

八兵衛

六六歳

母 かん 六五歳

当主 八郎兵衛四七歳

同妻 も と 三九歳

長男 卯之助 二〇歳

長女 そ め 一六歳

二男 熊治郎 一〇歳

〇明治一九年

祖父 八兵衛 七六歳 (安政四年の八郎兵衛)

祖母 も と 六八歳

父 八郎兵衛四九歳(安政四年の卯之助

母よね四八歳

当主 忠 八 二八歳

同妻 り ん 二〇歳

長女 キ ク 八歳

朝生家においては卯之助の代までは家を継ぐと八郎兵衛を名乗り、長男 栄 四歳

隠

当主である八郎兵衛からその孫忠八まで三代に渡って記されている。居したものは八兵衛を名乗っている。「朝生家日記」は安政四年段階の

雨乞

一近世における雨乞

農耕社会における最大関心事の一つは農作物の成育にとって必要な水

てきたが、一方ではこうした水の配分をめぐって各地で紛争が生じていの問題であろう。古くより水を得るためさまざまな土木工事が実施され

る。

水を確保するための方法にはユニークなものも数多くある。例えば房

目堰などがある。藤原式揚水機は養老川独自のものというわけではない総半島中央部から江戸内湾に注ぐ養老川においては藤原式揚水機や板羽

あり、板羽目堰は板で川を堰止め、増水時などには左右両岸の横桟一本の、水車の原理を利用して台地の下を流れる川の水を汲み上げるもので

を取り除けば一瞬にして崩壊してしまうものである。

しかしどのように人事を尽くしても対応できないものが日照りによる

仏などに降雨を願う「雨乞」である。 旱魃である。このような事態に至った時に古くから行われてきたのが神

谷重夫の『雨乞習俗の研究』 民俗学においては雨乞に関する報告や研究の蓄積は層も厚く、 は各地の事例や文献を駆使したものである 特に高

が、 近世史からの研究については井上攻氏が、

また領主の農民に対する心意統治の問題として注目され、 近年になりようやく年中行事・休日をめぐる村秩序の問題として、 研究を見

るようになった。

ではないかと述べられている。 いる意志表示とされ、農民側の雨乞は当然の権利として行われていたの して勧農の意味合いを有すると同時に、領主が村民の生活安定を願って 氏は川越藩領における雨乞について分折し、領主主催の雨乞は村民に対 関しての具体的記述のある史料も少ないと述べている。その後秋山伸 と指摘し、 研究を深化させるにしても事例研究が少なく、さらに雨乞に

動きや雨乞行事そのものの詳細、 ものであり、 試みの一つではあるが、 本稿は先に述べたように大谷村という一村を多角的に把えようとする 日記の執筆内容から雨乞行事に至るまでの村内の具体的 結果として雨乞研究のための一事例を提供する それに付随する事柄などをもある程度

留里藩及び藩領の村で行われた雨乞についてみておこう。 ても文政・嘉永期における日照と雨乞についてであるが、「耕地惣見 朝生家に現存する日記は安政四年からであるが、 それ以前における久 それ以前とい

明かにすることができよう。

に記している。 分日照之事」は日照状況、 久留里藩主の雨乞祈祷などにつき、次のよう

耕地惣見分日照之事

文政度

当五月廿八日ゟ天気打続、 大日照

殿様 三茂度へ雨乞御祈祷御座候

村方種~雨乞之御祈祷致軒別二稲荷明神 11神楽奉納 雨乞之致方無之三付、 一同相談之上、 下野国榛名山 [御神水奉拝

借度、

三田村并当村相談之上御神水拝借仕、

七月廿三日平沢郷

境迄御着御座候処、

格別之利益故大雨;而村方大宝作;相成、

小

耕地水之義て後原初メ前田并 前 一同 相助申候、 其節入用惣高割合ニ 大坪前小前 致申候事 同物見分致、

才料并立合見斗致申候事

弐番水番立 : 致水引申候、

別段ニ

致方茂

無之堀田御除地之義も

壱番水

文政四 ピ年

榛名山代表

七月廿四日認之 西原村

清

蔵

砂田 村

利

事 多 七

利 右 衛 門

È

忠 右 衛 門

同 名

七十三日目 二而 御湿御座候

一当五月十二日ゟ天気打続大日照

殿様『茂妙見宮雨乞御祈祷三度丹性宮雨乞四十六日目『御座候》

村方種公雨乞御獅子雨乞六月廿二日

但シ行人平二面御供致、 中飯平沢役所通

初尾料五百文方丈 ※ 差出

耕地水之義て後原相初、 前田大坪前小前 一同惣見分致、 壱番水.

順番:水引申候、

五日置 - 惣見分堀田 #

除地

弐番水番立 三致、

之義茂別段三致方茂無御座、 才料立合見斗致申候事

七月十八日大雨二十二日迄五日之間降続申候得共、

大風

茂無御

座重分之湿:候、 大川て少ら水増 渡船留り不申候事

但七十日之日照

嘉永五子年

七月十四日認之

同 平

組頭

定

七

清 治 郎 蔵

名主 庄 太 夫

組頭 直 吉

名主 与市右衛門

吉田喜右衛門印

着届可致候事

平沢耕地水難渋 一切無之、 為後日認置者也

丹性明神江神楽奉納之節で久留里町会所江

但才料名主・組頭可罷出事

御造酒五升位町宿 - 差出可申事、 尤先年で左様之事無御座候得共、

近年相初り申候事

門壱軒壱人宛神楽付添参詣 能出 可 申 ·先例右之趣村役 所

が

相

触 #神楽持人足八人当触可申候事、

旱魃 二前 田畑毛定之事

西平# 成天水無之候「付、 小沢共田畑旱魃 - 相成候場所 実入甚悪敷田方七分之毛定「御座候事、 茂無御座候得共、 出 穂ニ 畑 相

大豆五分綿四分右之毛定:無御座候得共、 尤大豆御年貢モ半

減二被 仰付候事、

磯部田方弐町三反三畝廿三分 内訳ケ

壱町弐反歩余 壱町壱反歩余 同様 皆無

磯部耕地之義€別段大難渋候故、 度、御勘弁願仕候得共、 御定免

中二七増石一切不相成旨御利解被 仰聞、 願書御下ケニ 相成、

無致方御上納致申候事

磯部治右衛門持六畝余仕付、 残りに 相成候一付甚困窮人故

村

方:而米四斗弐升助合致相遣申候事

皆済渡二相成磯部願町歩江三歩三厘

但シ三ケ年賦御貸付米御座候

米拾俵壱斗八升四合

納方 午年 米四俵

寅年 同四俵

卯年 同弐俵

壱斗八升四合

嘉永五子年

右之通り納方被

仰付候、

十二月三日下ケ

本村:而磯部大難渋:付定免切之内

但壱ケ年米壱俵宛三ケ年之間助合致申候事

外

村役人取斗『『米壱俵相遣申候事、

米合三ケ年二米四俵助合相定メ

此度御定免明『御座候』付、村方一同相談之上、御定免中耕地

致相極候ハゝ稲刈初可申事、

難渋之場所有之候ハゝ、

耕地

統鎌留致、

内検定免切之内ヲ助合

一前書之通村方一同相談之上極候『付三ケ年之間御定免願致申候

乞を行ったようである。

事、

嘉永六五年

二月日

外二

米相場十一月

二相成、

両に米五斗九升迄に久留里相上り申候

生 大 夫

与一右衛門

- 百亰寸よく習里成でからまで立っ近こ立置しらすである。 「耕地惣見分日照之事」は、久留里藩領西原村に残されたものである

文政の日照りは文政四年五月二八日より始り、降雨をみたのは七三日が、西原村は久留里城下からほど近い所に位置する村である。

ている。軒別に神楽奉納とは、嘉永五年の記録に「門壱軒壱人宛神楽付村内においても種々の雨乞祈祷を行い、軒別に稲荷明神へ神楽奉納をし後であった。このため久留里藩主も度々雨乞祈祷を行っているが、西原

次に「雨乞之致方無之」ということで榛名山の御神水拝借を行ってい添参詣」とあるように、神楽への付添人を意味するものであろう。

なかったためと解してよかろう。榛名山の御神水拝借については西原村る。致し方これ無くとはこの場合これまで行ってきた雨乞祈祷の効果が

の結果御神水が榛名山より運ばれ、平沢郷境に到着した時大雨となりこ一村で行ったものではなく、三田村と相談の上共同で行われている。こ

の年は大豊作になっている。

ころであるが、西原村においてはこの時初めて榛名山の御神水による雨雨乞のため榛名山の水を村に持ち帰ることは関東ではよく知られると

年と同様に種々の雨乞と獅子舞=神楽による雨乞を行っている。主は妙見宮と丹性宮において頻繁に雨乞を行い、村方においても文政四嘉永五年の日照りは五月一二日から始まっている。この時も久留里藩

が、嘉永五年の雨乞には榛名山の御神水が登場しない。またどのような達は御神水の御利益抜群とみたであろうが-効果がみられたわけであるところで文政四年には榛名山御神水により遇然にも降雨があり―村人

理 うな理由からかは不明であるが近年始まったことであるとし、 なければならず、 掲載しておいた。 行為と考えられるのが町宿への は干魃時の水の配分や年貢米納入のことが記されているので参考までに 奉納が必要になっていたことになる。 由 、何らかの事情で丹性神社へ神楽を奉納する時はすべて「御造酒」 [からか丹性神社に神楽を奉納する時は久留里町会所へ付け届けをし 才料として名主・ 「御造酒」の提出である。 組頭が出ており、 この外 「耕地惣見分日照之事」 この件と連動する これもどの 雨乞に限 の j

たい。 六月であるが、 現存する朝生家日記に雨乞の記述がみられるのは文久元年(一八六一) まず軽度な元治元年七月一日からの雨乞についてみてみ

氏

0

神酒致 上置 七月 外村心神楽奉納有、 軒 朔 壱人ツ、代参 日 四ツ時村 御 殿様雨乞、 方一 (中略) 四ツ半時頃妙見様ゟ下り仲町恵ひすやへ寄、 同代参っ 妙見様:三日之間護摩御 主・村方妙見様へ代参致候趣御役所申 候 :-付、 主同道妙見様へ参詣 祈祷 有 村方 行 御

酒壱本川

てた

お取

を

、 七月八日 村一 同御しめり祝 夫吉左衛門・勘蔵男女老若出(ℰ競カ) 有、 若者中神楽、 年寄中百まん、 御 神

談之上白山様ゟ妙見様へ判頭中代参゠行、 七月十日 同昼前道普請、 度な御しめり祝御礼参り、 此時ゑひすや 二而 村 御 神 同 酒 相

元治元年の日記は七月一日以前のものが残っていないため、 六月中に

肴代共壱貫四十文端紙書付取置申候

は七月一日 雨乞が行われたものかどうかは不明である。 より三日間殿様= 久留里藩主黒田直和が妙見様において護摩 現存する日記によれば雨乞

祈祷を行うことから始

寺小市部村円如寺 明治の初め全く寺院と分離し本称に改め郷社に列せられた」とある。 田直純が久留里に封ぜられた時家臣山本義茂が当社に祈願文を納 社は初め細田妙見と称し細田山妙見寺と称する真言宗の寺院に属せし 寺と藩主の繋りが特別なものー祈願寺であったと考えられる。 後安永七年黒田直亨が堂宇を修造している。『久留里藩制一 妙見様は『千葉県君津郡誌』によれば浦田村の久留里神社のようで「本 (家老) が納めたり、 真言宗妙見寺」と記されている。 藩主が堂宇を修造していることなどから、 祈願文を家臣山本 班』にも「本 そ 黒

町 す 0) かったようである。 大谷村のみのことであろう。 を出すことになり、この旨を役所に届けている。「村方」とはこの場合 である市場村の商家で、 の村々は神楽の奉納を行っている。 代参というかたちで表現することとし藩庁に届けている。 雨乞は藩主の祈祷から始るが、これに対して村方は一軒に一人宛代参 クアップすることが不文律であったらしく、 に立ち寄り御神酒を飲んでいるが、「恵ひすや」 しかし村々は何らかのかたちで「殿様の雨乞」をバ 大谷村の 藩主祈祷の際村側は特に定まった役割はな 「村宿」 代参を終えた一行は仲町の であった。 大谷村はこれを妙見様 は 久留里藩 この外の領

れ 七月八日には若者中の神楽、 〇日には 「度ゞ御しめり祝」 年寄中の百万遍による御しめり祝が行 の御礼として村 一同相談の上、 白山

神社と称していたが、

神宮寺が設けられた頃白山大権現、

さらに明治初

様と妙見様へ判頭中が代参に出向いている。

社域には神宮寺が設けられ『千葉県君津郡誌』下巻によると、 本殿背後には古墳がありかなり古い時代に創建された神社と推定される。 白山様は 俵田村の白山神社のことで弘文天皇伝説の伝わる神社である。 最初田原

長谷川 俵田 毎年一 年白山神社と改称している。 一村の徳蔵寺に合併されている。 月二九日神前において転読を行っていたが維新後衰退し、 台・吉野・ 大谷・青柳・ 神宮寺には氏子により大般若経が寄進され 上新田・箕輪・三田・賀恵渕・ 当社を氏神とするのは俵田・ 西原など 末吉 同じく

ものであろうか。 「御神酒代肴代共壱貫四十文端紙書付取置申候」とはツケで飲食をした の時も代参の一 大谷村と白山神社は氏子という関係から代参が行われたわけである。 行は 「恵ひすや」 において御神酒を交わしている。

諸村である。

だが、 下久留里藩における雨乞と大谷村の動きを日記の中から摘出しておこう。 は降らなかったため、 月一日には多少雨が降ったらしく、 大谷村というより上総方面は文久元年六月から七月にかけて雨に恵ま 右のように元治元年の日照りはそれほど深刻なものではなかったよう 文久元年六月から七月にかけての日照りは相当深刻であっ 農作物にとって深刻な状態になっていたようである。 卯之助と熊 一郎は農作業を休んでいる。 八日には久留里藩主自から雨乞を行っている。 翌二五日には「御しめり祝」という しかしその後満足な雨 それでも六 以

(文久元年)

六月

八日 参詣仕 御 候、 殿 帰り之節仲町ゑひすや 様 雨乞浦田 .村妙見寺 ::而 『『老若御神酒いたし帰り、 被成候間、 早朝ゟ村方神楽持参 村

方言 金壱分御神酒いたし候、 昼後休、雨ありと云 八ツ半御しめり御 座 候

御しめり祝『付村一

同休、

年寄衆百まん、

若衆三

社神楽奉納、 酒壱本呑、 少な雨ふり、 九日

十二日 祈祷之御廻状参り、 大暑御天気 明日ゟ三日之間右 (中略) 名主殿宅 Ξ = 付 居 候処、 同相談之上判頭中代 御 上様 6 >雨乞御

参可致旨取極メ帰り

十三日 上様雨乞御 祈 祷 浦 田 村妙見様 Ξ あ ŋ 村 方判 頭 中 代

参っ行、 大暑御天気

十 兀 H 昼時主宮なきに付内へ帰り、 八ツ時村 一同 出 不 動 尊

持明院 蔵王山掃除いたし、 夕刻内へ帰る、 大暑御天気

仰 十八日 付 右 明 付村方判頭中参会致、 日御上様雨乞浦田村妙見様 明後廿日神楽奉納可致義取 おゐて御祈祷御座 候義被 極 御

座

候、

主

市平殿参会「不行、

御天気、

之義 楽同伴 白 十 九日 山 様雨乞成就之御祈祷いたし度趣之御廻文参り、 付 不相成趣届ケニ参呉候様頼ニ 明方与兵衛殿参り、 談事度義有之、 名主殿ゟ御沙汰゠ **忰卯之助 - 川** 参り直 谷村へ今日 付参り、 帰り、 右 談事 御上様雨乞 妙見様 付談事之 中 - 俵田 村 神

上

戸速判頭中

ĭI

知らせ、

男不残出、

白山様ゟ妙見様

弁当付

様ヵ ŋ 楽持参奉納仕候、 分弐朱ト壱貫文、 百まん右之通り取極メ一同帰り申 二而 同屋休村方一同御神酒いたし、 明日朝仕事限雨乞可仕義取極メ、 九ツ半時くるり仲 酒肴代村一 同 払 候、 七ツ時村方へ帰り申候、 町恵ひすや前へ参り候処、 中 主 略 若衆三社神楽奉納、 卯之助神楽ニ 昼後尾張ゟ妙見様 行、 年寄中 天王様 金 雨 神 降

廿日 朝仕事切村方雨乞若衆三社神楽奉納、年寄中百まん(中略)

夜若衆不動尊へ籠り

衛殿、 年寄中百まん読、三日之雨乞金一分御神酒呑、 若衆 H 八郎兵衛忰卯之助三人 同 大暑御天気、 へ朝飯進上申 村方雨乞若衆三社神楽奉納 候 二而 白米壱斗五升五合出 市平殿忰平吉・平兵 #千ごり仕 Ļ 不動尊

子出 宅へ 廿三日 極、 判 同帰り 頭中一 御名主殿へ渡シー同帰り申候 御上様愛宕村愛宕山 ·其後勘蔵殿三のわ村 『『見性寺様用金弐拾両借用之金 同呼寄相談之上、 二而 明日愛宕様へ神楽奉納可仕 雨乞御祈祷被仰出候二 (中略) 大暑天気 付 候評義取 御 名主

願出 社 和 様 廿 人与兵衛殿・ 奉納、 田 二面 ДŪ 候 村通帰り、 日 御上様雨乞御祈祷「付神楽奉納「行、 卯之助小遣百文渡 电 暁七ツ時半 右 惣代又兵衛殿参り、 付御名主殿宅 ·時村中男家主·若者中不残 中 略 、参り役所出 今晩山神宮へ 天気風くもり、 四ツ半時奉納仕行、 仲 籠 間 出 雨祈仕度候 = 夜入若者中世 同 愛宕村愛宕 相 村百まん三 談之上 付 大 話

村方一同老者男女出百まん可致取極仕候、(ママ)行屋堂付山神宮籠被仰付候、此夜若者衆籠斗外何事もなし、明方ゟ

廿五日 主明方ゟ百まん出、卯之助若衆一同籠居、五ツ時若者中世

同相談之上順行為致候、村一同野留、御神酒半樽吞、

話人物代今日天王様順行致度願出候三

付

判頭中村

御役人衆中

廿六日 昼時御しめり御座候、

廿七日 上′′′御天気、相州大山様 Ξ 久蔵殿忰□助、与兵衛殿弐人

七月

代参ニ

行

二日 候 Ļ = 村神楽百まん卯之助神楽行 付、 御 上様 主村壱軒一人代参に 浦 田 村妙見様 行 愛宕様御 帰り之節恵ひすや 両 所 雨 乞御祈祷 二而 御神酒 被 仰 た 付

三日 夕刻大山代参帰り、

代参、 可仕 四 日 義評義致、 村方神楽百まん右之通取極メ申候、 雨 ふり 白山様・ 略) 今日御しめり宜敷義 愛宕様・妙見様三ケ所村 御神酒壱本 = 付 明 軒 日 御 付壱人宛 しめり祝

代参、 しめり祝御神酒壱本呑、 五. 日 三ケ所手訳ニ致、 村 同御しめり祝、 主小遣百文、 主白山合くるり廻り、 白山様・ 愛宕様・ かね同道雨ふり ·妙見様 卯 之助 軒 朝 合体 付 人 御

現存しないため、それ以前に雨乞が行われたかどうかは不明であるが、妙見寺の祈祷で始っている。文久元年の日記も五月二七日以前のものは文久元年六月八日、雨乞は元治元年と同様久留里藩主黒田直和による

ようである。

ができない。

乞祈祷は合計四回行われ、七月二日には妙見寺と愛宕神社に対し雨乞祈六月八日の藩主による雨乞が始めての祈祷のようである。藩主による雨

祷を命じている。

久留里・小櫃・亀山を望むことのできる所で、雨乞に適した地であったている。愛宕神社は標高二○○メートル程の愛宕山に祀られているが、藩主による四回の雨乞のうち三回は妙見寺、一回は愛宕神社で行われ

者中世話人与兵衛と、 に 若者中の る八郎兵衛に願い出ており、 ている。 回 の雨乞祈祷が実施されると仰せ出されている。これに対し村側は名主宅 決めている。 旨が触れ出され、 日には一三日より三日の間妙見寺において藩主の雨乞祈祷が実施される 用具を持参し寺域において飾り付けだけ行ったのかは不明である。 寺に神楽を持参している。 谷村側の動きをみてみると、六月八日の藩主の雨乞に対し大谷村は妙見 判頭中が集められ神楽奉納が決められるが、 九日から藩主の雨乞祈祷が村内に伝わると、 目ということもあってか、 藩主による雨乞は四回行われているが、 村中総動員といってよい祈祷の興奮状態からか、 「行屋堂付山神宮籠」を許可している。 二三日には祈祷場所を替え、愛宕山において二四日に藩主 大谷村は判頭中の代参を決定している。 惣代又兵衛が山神宮へお籠りしたい 神楽の持参=神楽奉納となるのか、 八郎兵衛は名主宅に赴き仲間 村中の家主と若者中が残らず祈祷に参加 藩主の雨乞祈祷に対応する大 今回の藩主雨乞祈祷は四 判頭中は神楽奉納を取 旨を判 二四日の夜若 一八日にも翌 同相談の上 単に神楽 頭であ h

て行われているようだが、判頭については史料の関係から詳述することで決められている。若者中に対する指示や彼らからの願いも判頭を通し代参と決まっていたわけではなく、その都度名主及び判頭の評議によっ代参と決まっていたわけではなく、その都度名主及び判頭の評議によったがってが表には神楽か代参のようであるが、どのような時が神楽または不のように藩主の雨乞とともに大谷村における雨乞が開始されるが、右のように藩主の雨乞とともに大谷村における雨乞が開始されるが、

況が悪化した時に大山への代参が行われたとみることができる。が行われていないが、これは千垢離を行う以前に降雨をみたからであろが行われていないが、これは千垢離を行う以前に降雨をみたからであろが行われていないが、これは千垢離を行う以前に降雨をみたからである。文久の雨乞が元治元年の場合と異楽と年寄を中心とした百万遍である。文久の雨乞が元治元年の場合と異瀬乞に関する行事の中心になるものは文久・元治両度とも若者中の神

ければならない問題である。については若干後でも触れるが、村における飲酒という観点から考えな雨乞行事に付随して頻繁に行われているのが「御神酒」である。これ

二近代における雨乞

「日乞」である。日乞は明治二年六月下旬から七月上旬にかけて行われてからの大谷村における天候に関する大がかりな祈祷は雨乞とは逆の明治期に入ってからも何度かの雨乞が実施されているが、明治に入っ

ことが取り決められ、神楽と百万遍を奉納することになった。月二八日村内の八坂神社に判頭が集まり、明二九日に日乞の祈祷をする農作物だけではなく、村人の多くも体調を崩したようである。そこで六ているが、この年の六月は天候不順で雨が降り続き、影響を受けたのは

を さる、 田畑 三社へ千ごり上ケ度義、 んニ 六月廿九日 千ごりハ可見合セ申、 明日之千ごり之義、時候も悪く若ハ身分にもさわり候而 五経読をさる、 夜飯イタシ村一同若者中不動尊へ籠 百まん致候様是又願ひ候処、 相談之上村役人衆へ願出候処、 行、夕刻若者中一同願之義ハ、今晩不動尊へ籠致、 村 雨降り、 同日乞御祈祷あり、 其後神楽二行 浦田村師匠様昨日ゟ泊り居り、 若者中一 判頭中へ申出候に付、 此段御聞済二 御聞済二相成、 同是悲, (中略) 八ツ時頃主天王様へ百 卯之助神楽『行、 卯之助行一 相成、 致度願ひニ 判頭中一 家主方ハ天王様 同二ひまを貰帰り 夜入一同引取 明日 卯之助 昼 付 同相談之上、 時 帰り、 如 何与 村神ら 判 £ 経読 頭 存 亦 中 ま

名主殿 籠居、 邪 弐分分取呑候様取極メ、 主昼飯。天王様ゟ帰り、 六月晦日 (中略) 一付不出、 外三人かご草かり、 主百まん『天王様へ行、 蒲原宿助郷一 雨降り、 同役平兵衛殿忰病気 村一同日乞御祈祷「付若者中不動尊」 条 --八十八・ 此時判頭中一 朝飯後老若男女下女下男迄出、 付くるりへ 卯之助・平五郎千ごりに行 弥左衛門一 付不出、 出 同相談之上、 一人使として酒取っ 留主組頭忠右衛門殿風 右 付判頭之内 御神酒金壱両 心信之事 (中略) 昨 である 八郎 遣ス、

> 始メ、 免可 九ツ時過天王様へ納、 兵衛・ 、申入候
> て、 付、 被下候樣詫致候 九ツ時頃安母様村役人衆村方へ無談ニ而 五郎右衛門取斗ひ、 見ながし聞ながシニ致候様聞済遣し申候 安母様を小若者共持出しいさめ候義不調法之段真平御 千ごり仕舞若者中世話人# 付 右酒取弐人遣ス、 判 頭中相談之上村役人衆出張無 四ツ時頃若者中千ごり 持出し、 物代出, Щ いさめ 判 頭中

振舞分

若者中一同江

昼飯喰セ候事

紋治郎出ス

勘兵衛殿忰

玄米五升

同七升五合 八郎兵衛忰 清三郎出

同七升五合

卯之助出

ス

取斗致候義訳合被申聞候而、 両分酒弐斗清水屋林之助方台取持参致候義、 可取義申遣シ候処、名主殿ニ問合も無御座、 松井屋「居、 弐分分取候極 ^{-而}、 頭 様へ出て神楽奉納、 右名前之者:而若者中一 (中勘弁致遣シ申候、 右一付名主殿一右御神酒取候咄致、 弥左衛門・八十八遣シ候処、 主天王様へ行、 七ツ時過頃村一同天王様 同へ振舞致候、 円申訳無御座候処、 村一同百まん前書御神酒金壱両 八ツ半時頃若者中一同天王 村役人衆・ 弐人之了簡を以金弐 二面 名主殿くるり 名主殿差図を以 御神酒致候、 村役人衆 判 頭中ゟ不 天 判

89

門座敷をかり御神酒致、

.殿メ六人御神酒致、

家主方拝殿って御神酒、

若者中

同

政

右

右酒弐斗之内七升若者共へ遣ス

王様本社之内名主殿、

組頭弐人殿、

市平殿父、

八郎兵衛、

五郎右

日若者達は不動尊へ籠っている。

期待していたからだろう。

若者中が懇願するため村役人の許可を得て千垢離を行うことになり、こ気にでもなったらという心配から千垢離を見合わせるよう指示するが、いたい旨を判頭中に申し出ている。判頭中は天候不順の折りであり、病中心となって行われている。二九日の夕方若者中は神楽による盛り上り中心となって行われている。二九日の夕方若者中は神楽による盛り上り

あった。 日乞に限らず雨乞の場合もそうであるが、大谷村における両者の行事 日乞に限らず雨乞の場合もそうであるが、大谷村における両者の行事 日乞に限らず雨乞の場合もそうであるが、大谷村における両者の行事

かったこと、聞かなかったこととして処理している。 入れている。これに対し判頭中は「村役人衆出張無御座候ニ付」見ななかったらしく、千垢離終了後若者中世話人及び惣代が判頭中に詫びをなかったらしく、千垢離終了後若者中世話人及び惣代が判頭中に詫びをいる。この行為はその時の勢いということで処理される性質のものでは三〇日も引き続き日乞の祈祷が行われているが、千垢離を行っていた三〇日も引き続き日乞の祈祷が行われているが、千垢離を行っていた

神酒については村負担であったようで、この時の村一同御神酒代は金一が、この時の米は村方からではなく個人の寄付で賄われている。一方御日乞の時もまた御神酒である。六月晦日若者中に昼食が振る舞われる

この一件は隠便に済まされたが、その背景は村民が少しでも多くの酒を名の者は名主に相談することもなく二両分の酒を購入してしまっている。主に御神酒の件を話し指示を受けるように言い含めている。ところが二年に分と取り決められ、久留里まで酒を調達に行くのは弥左衛門と八十両二分と取り決められ、久留里まで酒を調達に行くのは弥左衛門と八十

に行われている。 仰付」ということで七月二日藩主による日乞祈祷が行われることになっ であるためかもしれない。 日乞は村方から始められている。 た。 う有様であった。このため同日 村方における日乞にもかかわらず七月一 雨乞は藩主の祈祷が契機となって村方の雨乞が行われたようだが、 藩主による日乞は七月二日に至って次のよう 但しこれは明治維新後に行われた行事 「明日御殿様妙見様 日も「夜大雨降り 這一日乞御祈祷被 ЛÍ 出 ع

卯之助神楽 早る昼飯 り天王様へ行候処、 殿〆拾壱人妙見様へ代参三行、 兵衛殿代金兵衛殿・ 殿・吉左衛門殿・与兵衛殿・藤四郎殿・八十八殿・仁左衛門殿・ 七月二日 自分用向「付久留里町へ廻り候者之八郎兵衛・金兵衛殿同道帰 帰り 御殿様日乞御祈祷妙見様被成候 行 中 昼時帰り 勘兵衛殿・ 略 同昼飯二 村 中 同日乞御祈祷有、 帰り迎根若者共政右衛門殿内ニ 八郎兵衛・五郎右衛門殿・ 久留里へ不寄直帰り候、 · 略 八ツ半時過主天王様へ百まん 付 神楽・百まん有 判 ?頭八郎右 相 久右衛門 談 中二 1衛門 伝

⁻ 行、百まん不致政右衛門内 ^{- 而}村役人衆判頭一同出会(中略)其

後若者神楽下ケ、

日乞における藩主の祈祷も雨乞と同様妙見寺において執行されており、

神楽の奉納が行われているが、藩主の祈祷は近世に比べると盛り上りに大谷村側からは判頭一一名が代参を行っている。一方村内では百万遍と

欠けるようである。

明治期に入って雨乞が行われた最初は、現存する日記によれば明治六

年六月四日である。

以白山様 軍代参致し(中略)雨乞御祈祷村内惣代を以天王様□□六月四日 昼時頃天朝様ヨリ雨乞致候様仰セ戸長へあり、村惣代を

致し御神酒三升取呑、

明治に至って最初の雨乞は天朝様の命令であるという。天朝様=天皇

つまりは明治政府が全国に雨乞を令したということであろうか。管見で

日記には「天朝様云々」という表現が見られるが、明治初年における庶はそれを裏付ける史料を見い出すことはできなかった。また明治初年の

民の天皇観を考える上で興味ある記事である。

八月三日から一七日まで再び雨乞が行われている。但し八月の雨乞は天さて六月四日の雨乞は一体何んであったのかはよく分らないが、同年

て村方の雨乞が始められたようであるが、廃藩置県により既に藩主は存ところで久留里藩領下では近世にあっては藩主の雨乞祈祷が契機となっ朝様との関係はまったくなく、当地方が日照りに見舞われたためである。

在

しない。

日記の明治六年八月一日の条には

明治五年 章 四月ヨリ

木更津県第五区弐画

上総国望陀郡

大谷邨

明治六年 癸酉 七月 ョリ

千葉県第四大区五小区

上総国望陀郡

大谷邨

右之通相成申候、

と大書してあり、既に日記の中から久留里藩は消え去っている。

こうした中で大谷村の雨乞は

村一

同相談之上雨乞始メ」

が取り決め

百社参詣及び年寄中によると思われる百万遍、八日は家主が天王様におられ、早速天王様において百万遍が行われている。四日は若者中による

も家主は天王様で百万遍を行い、若者中は天王様へ「順行」している。いて百万遍、若者中は三社千垢離をし夜は不動様に籠っている。翌九日『才を言う』

は水を車で運び入れている。例えば一一日の条には「御天気大暑、伝兵日照りの状況は深刻だったらしく、水利の便の悪いと思われる耕地へ

田車:て水汲」と記されている。ところで雨乞といえばこれまで中心衛殿忰丈助・そん手間かり之分:参り、八郎兵衛・そん・丈助三人向

において神楽が登場したのは八月一四日に至ってである。

八月十四日

御天気大暑、

村

同雨乞、

家主方百まん、

若衆中三社

的役割を果してきたのは若者中による神楽奉納であったが、

今回の雨

神

神楽奉納 中 略 八郎兵衛百まんニ行

籠ってい)かし翌日からは再び神楽が登場することはなく、 若者中 は 山神宮に

略 清三郎殿御出、 方天王様 "て百まん(中略) 軒壱人ツ、 八月十五 父八郎兵衛百まんこ 白山・ 早朝家内起神べ仏前へ品な献上、 ゆ『入酒呑帰り、父ゆを立ル水を川合汲ゆを立 愛宕山・ 行、 妙見三 八郎兵衛右三社へ参詣行昼時帰り、 御神酒半樽吞、 社证 参詣ニ 暮方父帰り若者中 行 村 昼時帰り、 同雨乞、 村方壱 审 Щ

習 る 八月十六日 、る引出し、 茠 拵 つかせ、 中 (中略) よ祢・そん右之支度ニ 略 家内一同昼後休見物二行 八ツ時過雨少さちらし、 少ら曇、 昼飯八郎兵衛内にて若者中一 米壱斗市平殿、 昨夜ゟ若者中山神様へこもり、 かゝり、 同壱斗八郎兵衛メ米弐斗出し、 八ツ時若者中山神様前ゟ雨 どんたく。付忠八・とみ手 同へ喰セ、 早朝ゟ雨 市平 -殿女房 若者 かゑ か

その形態が変化してきているようであるが、 から引き出す儀式が行われたのであろう。 昼後休」 来奉納行事になかったと思われる「雨蛙」が登場している。 かった奉納行事といってよかろう。 たもの 右のように神楽奉納はまったく行われていないようである。 かは分らない わざわざ見物に行くと注記するほどであるから、 が、これを山神の堂宇に納め、 雨蛙といってもどのようなもので作 文久期の雨乞と比較すると、 最大の変化は藩主による雨 さらにこれを堂宇 従来行われな 「家内一 しかし従 百

> うことは、 契機となって村方でも行われたが、 ってよい。 乞祈祷がなくなったことである。 旧久留里藩領下諸村における雨乞の「核」 雨乞の開始も前述のように近世にあっては藩主の雨乞祈祷 藩主による雨乞祈祷がなくなったとい 近代に入ってからは村一同の相談に がなくなったとい

朝様は登場しない。 象徴となることは時期からみてもあり得なかっただろう。 天朝様は遙か遠い所に位置し、 命令そのものがどのようなものか不分明であるし、 Н 記の六月四日の条には天朝様より雨乞を仰付られたとあるもののこ 例え登場したとしても久留里藩主の存在から見れば 村の一地域の雨乞を指揮する、 その後の雨乞に天 または

0

基き開始されている。

雨乞は次のように執り行われている。 実施するが、 右のような状況の中で八月一七日には箕輪村と青柳村が合同で雨乞を その奉納行事の内容は注目に値いするものであり、 両村の

早而亦龍を引帰り、 見様 馬七疋、 丸のこたを立、 八殿御家母さ右之人さ行、 参り、 三のわ村・青柳村両村って大雨乞致、 右衛門殿父孫連、 右 着 赤黒人出長短を致し、 御 二付見物二行、 祈祷 次具足着し馬乗、 致、 勘右衛門母孫連、 九ツ時過市場町を通、 龍躰之内へ 市平殿父仁右衛門殿、 四ツ半時頃箕輪村・青柳村両村先手日の 続き龍を引、 仕込神楽奉納つるきを舞、 烏帷子をさかんもりかむり馬乗、(輪が) 長左衛門殿・仲右衛門殿・八十 龍 を拵 夫ゟ箕輪村へ帰り 見物人多出九ツ時前妙 ひ 浦田 父孫弐人連行、 [村妙見様 奉 納 新 引

箕輪村と青柳村は旧久留里藩領下の村であり大谷村からは程遠からぬ

〇稲荷祭絵巻

(伏見神社)

近世中期

国立歴史民俗博物館蔵

考えられる。

これまで述べてきた大谷村の場合とはあまりにも異るといってよい。 所に位置し近村といってよい。 旗とは言えぬようだが、これにより日の丸が日本人の生活の中に入り込 は近代に入ってから雨乞行事の中に取り入れられたものであろう。 が、「日の丸のもた」、「具足」を着しての乗馬、さらに「烏帽子」等々 が近世から行われてきたものをそのまま踏襲しているとは考えられない。 合同による雨乞行事の内容を検討してみると、 雨乞に日の丸が登場したものであろう。しかも「両村先手日の丸のてた H を立」ということから、 んでいったといってよい。このような流れの中で箕輪村と青柳村合同の 領内であっても雨乞の内容がまったく異ろうと不思議はないが、 の丸であるが、日の丸が国旗として制定されたのは明治三年のことで 記に記されている両村合同の雨乞行事の内容には不明な部分もある 但し国旗といっても商船・軍艦用の国旗としたもので厳密には国 日の丸は雨乞行事の新たなる象徴になったとも しかし雨乞に関する奉納行事の内容は、 雨乞行事の内容のすべて まず 両村 可

ようである。例えば次の祭礼絵巻に母衣武者が描かれている。具足をつけて武士の装いをした人々が描かれているのは大体母衣武者の巻等にどのように描かれているかを、『描かれた祭礼』によってみると、いたものを真似たものかもしれない。具足を着けた人々が近世の祭礼絵いたものを真似たものかもしれない。具足を着けた人々が近世の祭礼絵は見足・馬乗・烏帽子などは武士身分の廃止された近代になって可能に

〇穴師坐兵主神社祭礼絵巻 近世 奈良県桜井市穴師坐兵主神社蔵〇日吉山王祭礼絵巻 文政五年(一八二二)滋賀県立琵琶湖文化館蔵

○宮嶋祭礼図屛風 近世 東京国立博物館蔵

雨乞行事に導入されたもののようである。の紛装は近世より伝統的に継承されてきたものではなく、近代に至ってものである。これに対し箕輪村・青柳村合同の雨乞に登場した具足以下に位置付けられたものであり、祭礼を構成する上で欠くことのできない右の絵画に描かれている母衣武者は近世前より伝統的に祭礼行事の中

しれない。ものであるが、場合によってはこれも近代に至って導入されたものかも内へ仕込神楽奉納つるきを舞」というのはヤマタノオロチを想像させる」世より行われていたと思われるのは「龍」とみられるが、「龍躰之

今朝ふり十時過止(中略)村一同雨乞、酒半樽呑六月廿九日(天キ(中略)今日村一同雨乞御祈祷あり、昨夜雨ふり、万遍が中心になっているが、雨乞行事のハイライトは「アンバ様」である。明治一九年六月にも雨乞が行われているが、この時の行事は神楽と百

ゟ御神酒上ケー同呑、猶亦ゑさめ機嫌能帰り、夫ゟ村惣代人江沢銀八宅へかつき来り、雨乞成就・五穀成就目出度様≒ゑさめ、忠八ん□申さず、暮方若者中一同あんば様かづき巡行、第一番に朝生忠六月三十日 天キくもり(中略)今日雨乞神楽・百まんあり、百ま

明治二年の日乞の時はアンバ様を担ぎ出すことは認められておらず、

治郎宅へ巡行

謝したほどであった。ところが今回の雨乞ではアンバ様を担ぎ、 興奮した若者の一部がこれを担ぎ出したため、 若者惣代らが判頭中に陳 村内の

有力者の家々を巡行しており、 雨乞はその後明治二四年八月にも行われているが、 迎える側の家では酒を振る舞っている。 雨乞に関する日記

O) 記述は少くなっている。

雨乞御祈祷神楽百まん、 八月十七日 昨夜ゟ今朝迄雨ふり上□□□天キ 午後朝生八郎兵衛天王様へ行 (中略) (中略) 今日村一 雨乞 同

|代十二戔出ス

ろう。 従って記述もこの程度になったものかもしれないが、 ような行事は年を追うごとに縮小し、 照りの状態が深刻ではなかったためか、 やがて消滅していったものであ 雨乞の行事も規模が小さく、 いずれにせよ雨乞

より一層消滅の度を早めたものと考えられる。 くくなってくるし、祭礼と異り日時が定まったものではないことから とである。 このような行事というのは、 いうまでもなく生活形態の変化により村人が行事に参加しに 多くの人々が一体となって行う行事のこ

れば

というより、 明 治二六年八月には御しめり祝いが行われているが、 村内の家々からは酒や金が提供され、 行事は若者中によっ 村人の全員参加

て行われていたようである。

右の御しめり祝は村内若者中と若い女性達のリクリエーションの場と 八月七日 内
ら
酒
呉
ル
モ
有
、 天キ (中略) 金ヲ呉ルモ有、 今日村 同 天王様ニて男女共呑ミ 御しめり祝ひ、 若者中 ·神楽奉 納

> もなっていた。 それが従の立場からより表面化してきたようである。 元来行事の場はこのような性格を持つものであったろう

が、

のの受容が著しかったとみることもできる。 谷村及びその周辺地域にあっては幕末維新期に特にその変化、 の興味あるものと映じたものは積極的に伝統行事に取り入れている。 変化をしている。 ているが、その形式や具体的内容は固定したものではなく、 大谷村の雨乞に関わる諸行事は神楽・百万遍などを中心として行われ つまりその時代の流行を、 または村人の目に新しいも 時に応じて 新しいも 大

財の ったろうか。 大谷村にみるように多様な変化を遂げてきたというのが一般的ではなか 伝統行事・伝統芸能は古くよりの形式を伝えている地域もあろうが、 「おらんだ楽隊」 例えば千葉県におけるその一例として県指定無形民俗文化 がある。 おらんだ楽隊は 『千葉県の文化財』

0) ランダ楽隊といっているように、 神楽にとり入れたのが特色である。 よび午年の神幸祭に演じられる一種の 毎年四 月 四、 五.日 の香取神宮例祭と、 幕末から明治の初期に洋楽を古来 「囃子」 月三〇日 である。 この大祭、 通称をオ

中 略

本県の神事芸能のうち、 時代の流れとともに大成してきた芸能

典型の つである。

ことができる。

とあり、 幕末維新期にこうした行事に大きな変化のあったことを知る

神 楽

近世の神楽

いたのか、 められない。ここでは年間の行事の中に神楽がどのように組み込まれ 及することはできないし、朝生家日記の内容もそれについての記述は認 楽であった。近世の神楽といっても笛や太鼓の演奏方法や舞について言 雨乞を始めとして大谷村の村内諸行事に欠くことのできないものが神 さらに神楽の運営について若干触れておきたい

次の通りである。 関する一年間の動きを追ってみたい。 そのため安政五年の日記をもとに適宜他の年代の日記を利用して神楽に なお安政五年の日記の残存状況は

朝生家日記は繰り返し述べるように一年通して残っているものはない

〇一月二八日の途中から五月二五 H の途中迄

○六月八日の途中から九月二○日の途中迄

○九月二○日から一二月三○日迄

以上安政五年の日記は全三冊からなっていたようであるが、 九月の日記はそれぞれ前後が欠けている。 また神楽を実質的に演じ、 五. 月

運営するのは若衆=若者組であるので、 若者組に関する記事もある程度

日記の中から摘出しておいた。

(安政五年

二月四日 若衆春祈祷始メ、 自分宿同日迎郷村文吉参り腰越村

郎

願

左衛門参り泊り、 祝儀弐百文若衆へ 、遣し、 同席 二而 馳走相成候、

同神酒相済休

一月五日 座連中: 銭三百文祝義 ニ 同日若衆一同春祈祷二付役人判 遣し、 是ハ八郎兵衛立替 頭中神 酒 三被下、 是

付

相済、 二月七日 卯之助春祈祷入用三百三十八文出 夜入若衆一 同春祈祷仕舞、 其後□峯念仏宿致男女共参り

三月二日 若衆世話人議話かや無心参り、

様両掛ケ参り、 組頭五郎右衛門殿へもと持参致写取貰申候、 六月十日 朝飯後川谷村虫除明神順行あり、 其後組頭五郎右衛門殿参り居候処、 (中略) 廻状参り主留主 川谷村ゟ村境迄 九ツ半時神主 付

村境迄名主・ 参り居候ニ 付、 組頭・ 御迎ひ参り呉候様田中若者参り呉申候、 村若者共迎ひ参り、 天王様へ納、 神主様立て 夫ゟ出

合 酒食差上、 切こふ十六文、 此時清三郎殿・五郎右衛門殿・名主立会進上申候、 かぼちや三拾弐文、 白米五合、 八郎兵衛夕刻天 酒五

王様へ参り不寄:付神主様へ願一夜泊り仕候、 夜中雨ふり

様へ参宝楽あり、 御初穂百文八郎兵衛出、 同御神酒致順 六月十一日

虫除明神順行、

組頭・名主立会、

神主朝飯進上、

天王

神主様中食致、其後七ツ時迄川ニ而若衆勇ミ、 夫ゟ瀧村エ 順行 いた

王流 瀧村出張をそし故、 村中五穀成就御祈祷村相談□□あり、 山田村見せ前迄送り、 年寄中百まんべん、 直二 同 帰り、 若 天

Ļ

神楽御 付虫除明 [神酒金弐分ト弐斗恵ひすやゟ取、 神 順 行 付御神酒遣し、 夜入神楽帰 酒五升代弐朱是ハ若衆 ŋ 明 \mathbf{H} H ŧ

まん、

ち 付餝置、 明 7日仕舞度義申餝置帰 り申

六月十二日 H まち休若衆斗

六月十五日 昼時若者とも天王様祭礼入用願 = 参り 单 · 候 = 付 帳

面

「預り置申候

六月十六日 朝三拾七文卯之助若衆廻り Ł ん出

六月廿 四 H 朝日乞二 付日まち呼らせ、 村中若者神楽、 年寄百

H 祷仕度願 七月八日 待呼らせ願っ 付 五ツ半時与兵衛・ 惣代 付年寄百まん、 二 参り村 弥左衛門弐人村 若者神楽村神べ奉納、 同 旧相談 御座候ハゝ、 同相談之上日乞御 酒 宜敷事 食金弐分

七月十六日 分弐斗村一 同吞、 昼時後組頭弐人八平一条并 恵ひすやら取 审 略 夜入神楽帰り 風除神酒談事 南

用

/兼参り

行呉申候、 日 七月十七日 (中略) 半日風除 村方一同風除評定取極り、 酒壱本代金三分弐朱サルサトル両弐分恵ひすやら取呑、 早朝掃除、 付家内 朝食後脇畑草とり、 同休、 昼前組頭清三郎殿村中一同呑酒取 常吉を呼村方へ為触 主・もと・そめ三人半 若者共

七月廿五 神楽村三 日 一社奉納、 主早朝掃除 二百十日ハ七月廿四日也 朝飯時若者頭吉左衛門、 (中略) 惣代清蔵村大鼓 夜入神楽帰り、

取替相談 付 向町幸治郎参り 候二 付 右大鼓御かし 被下候与 持

被成候

組頭弐人立会之上呼、 八 月八日 夜入村神楽大太鼓新規取替之義 = 如何之取斗いたし候哉相尋候処、 付 若者共世話人 私共義取斗

> 名主・ 方不行届候段、 組 頭相尋之上、 村方役人中へ宜敷御頼ミ申度与 左様ならて判頭中 ヘ□許方可申出 П 上御座候ニ 候様申聞 付

承知之□帰り、 若者共せ話人吉左衛門 角右衛門、 物代利右衛門参

ŋ

八月十六日 郎 (連れ大太鼓背せ参り申候て、 掃除い たし居 **[候処** 11 昨日太鼓持参可致候処 若者共世話 人角右 衛 門 雨 向 芜 町 幸

治

Ħ 今日持参致候間、 若者共世話人角右衛門· 宜敷り 申候二 吉左衛門惣代晴吉 付 早速三役人勘定人一 兼吉、 判頭惣代 同

祈

合 付

伊

右 衛門・ 仁左衛門参り、 右太鼓相改申候処、 宜敷義ニ 一付然モ御

停 :止 - 付打見度義モ不相成、 何れ御停止相済候上、急度代金相払

可 金三分遣し取替之引合此度三分之内弐分右御方立会之上相渡シ申候 申 候義取極メ、 壱柄太鼓代金壱両二分之処、 鳴悪敷ニ 付取替故

可有之義、 残壱分之義ハ御停止済之上相渡シ可申候、 五ケ年之引請一 札取置申候約定仕候間、 乍去若者せ話人之取斗も 此書付持参いた

条二 付 判 頭 衆・若者中御せ話之事故酒弐升仁兵衛殿ゟ取進上申

八月十九日 村神楽大太鼓取替代向町幸治郎

江.

渡シ、

事

L

候

/١

右残金壱分之処取斗可

申

候

義申聞取

極メ、

右太鼓

候事 時若者共へ 九月八日 右 付場所焼取度奉願上候与 二面 帰シ申候 御 夜飯後若者世話人吉左衛門 まかせ被下候 申出候ニ 付 今 H ・角右衛門弐人立沢村持山当 付 かり取仕 何 れ評義之上沙汰可 候 此 段申上 候

参り、 九月廿八 日 若者 共せ バ 八人角右 衛門 吉左衛門祭礼之次第 パヲ聞

度義あいさつ可仕事 九月丗日 若者頭世話人角右衛門殿· 流帰り申候、 (中略) 吉左衛門殿例年之通神酒差上 夕刻若者共世話人神

被下候義無自躰頂戴可 人 神酒三升ツ、遣し、 |致候義名主・ 看之義**て**若者共ニ而くるり

ら買、 組頭弐人若者共世話人弐人五 代セン

+ -月朔日 夕刻若者共神酒五人ゟ去 ムル州 日約束之通酒三升ツ、 取

五人わり合可致候約束仕候

□持明院 二而 若者共一同神酒仕候

参り行、 十 家主方一 月七 宮ハ持参不致神楽太鼓斗、 右 同よせ、 H 早朝日まち呼らせ、 同昼時帰り、 白山 様・ 妙見様 若者共村神る 夕刻村一同寄手□之酒村方ゟ集メ申 朝 両 社 飯 ï 後主天王様工 神楽奉納御 手 訳二 流行 停止。 参り、 病気心 付 願 村 御礼 神 亩

候て御神酒仕

<u>+</u> 神事之通り神楽持参不被下候様廻文参り 談 |月十六日 寄 セ、 相談之上割出之義取極メ、 夜入判頭衆中山神部多・大部多山払代金割出シ之相 此時御停止明二 候 付 判 頭中 付白山宮ゟ 相談之上

神楽持参可 '致相談取極メー 同帰り申候

天王様迄持参致候処、 十二月十七日 九 ツ時若者中寄合、 若者中小人之事ゆへ神楽持参不致、 神楽出 「シ白山 江 奉 納 = 但 可 同 参 代 与

参 -

行

(安政四年)

九月廿四日 夜入若者共神楽稽古始メ、

九月廿九日 其後若者共一 同集まり白山 へ例年之通祭礼奉納神楽八

ツ時持参い たし候

九

ツ時成り、 集まり種ふ物まねいたし、 月世 日 其節村 同若者中神楽千秋楽 後世三人参り、 弥千秋楽相済候節、 参り居申 候 夫ゟ男女

セ申候、 十月八日 中 主風除御祈祷村方ゟ願之趣組 一略) 其時村一同若者共神楽 頭へ参り 付 同寄合、 相談之上、 夫ゟ若者一 H 1待呼

候処、 神楽奉納ニ参り 七ツ半時御出無御坐候ニ (中略) 其後川谷村浄蓮院様御祈祷御出を待居 付 主天王様 ĭI. 参、 村 同 [若者中

同

遊御祈祷致呉申候、 夫ゟ御神酒進上、 夜入帰り申

十月十九日

早朝組頭弐人御殿様御上覧神楽并

新町

左京上京勧化

神楽奉納いたし、

夕刻村一

同御神酒いたし居候処、

浄蓮院様御

出

被

納 村方へ相談致候 被 仰付 候相談 (中略) **郑町左京殿上京勧化相談仕** 同日夜入参会、 村一同御殿様ゟ御殿神楽奉 候 同 .承知之上

帰り申 候

十月 廿二日 夫ゟ御城内へ神楽御殿様御上覧之一条申上 参り 申

候

+

月三日

兀

一ツ時

若者世話人惣代七左衛門·

喜兵衛右四

人神楽稽

古入用之義願参り 并 神楽宮改仕候

月六日 同 日神楽稽古仕舞

壱人組頭佐左衛門、夕刻伝兵衛殿くるり迄参り、挑灯持市之助、六十一月十五日 早朝御殿様神楽御上覧『付、村若者三十人、案―

入神楽帰り、

取斗可 義を申付帰シ申候、 致申候ニ 若者願之一条組頭 十一月十七日 中候与 付、 預り置申候 申スニ 若者共世話人惣神楽入用前願□□其後組頭 其後組頭両人帰り、 咄 付 若者共世話人惣代呼、 組頭申候て、 夜入若者世話人入用帳持参 何れ入用帳出セ、 其節入用帳出 |両人呼右 其 **企** <

其上佐左衛門殿へ願置申帰り、左様『御召役可被成候、右『付寺役五郎右衛門殿へ御咄合』いたし、左様『御召役可被成候、右『付寺役五郎右衛門殿へ御咄合』いたし、を以参り□届取訳りも無之候『付、御殿様送り』ハ参り兼候間、十一月廿日』早朝嘉右衛門参り、前神楽御上覧之節、佐左衛門勝手十一月廿日』早朝嘉右衛門参り、前神楽御上覧之節、佐左衛門勝手

之上神事神楽奉納、 り呉候処、 日御祈祷可致候内談、 相談之上、 十一月廿三日 夜入帰り、 天王様身木 三 釘打有之、 村惣代仁左衛門殿・ 其後村一同相談之上、 寺院宝楽いたし、 九ツ時同日早朝ゟ御日待、 久蔵・ 山神宮身木切御腹立二 病人多神をろしいたし呉候様 夕刻天王様 伊右衛門三人神をろしっ 九ツ時村一同相談 村一 同御神酒 付、

略 谷村浄蓮院様御祈祷参り申候、 村若者共神楽奉納之支度 月廿七日 同日天王様 二而 御祈祷御座候、 天王様 参り、 ニー七ツ時惣村一 夫
ら神事神楽持参、 寺院宝楽被下候 同御祈祷相 同 時 中 刑

済申候

人惣代呼、其節せ話人辰治郎・惣代伝吉参り、右入用帳仕立直し申十一月廿九日 其後神楽稽古入用帳調方訳り兼候『付、若者せ話

渡シ帰シ申候、

り合酒貰請申候内被下候酒豆腐一丁半仁兵衛合取中食、白米弐升四 評義取極り を頼ミ参り呉申候 合八郎兵衛・五郎右衛門・又右衛門弐人、 市平・伝兵衛・勘蔵酒呑仕候、 露之上、右入用帳を名主方ニ預り置申候、 用之義ハ一応訳合申聞、 十一月卅日 ・喜平右之者中神楽稽古入用帳持参いたし、 (中略) 其後判頭中一同参り村安全御祈祷神楽湯花 其節若者せ話人清吉・ 其上伝兵衛殿訳合承知いたし、判頭中へ披 酒壱升若者共神楽御上覧之節、くる 辰治郎・惣代弥市・ 川谷村工湯花致神主様 其後組頭弐人、 役人一見いたし多分入 名主 可 平吉 仕

様御出、 申 村白熊真証様七ツ半時湯花上ケ、 花天王様ニー神事へ上、 十二月朔日 候 金弐朱也川谷村真証様工 夜入帰り、 主早朝白山宮へ参詣 七ツ時伊勢御抜横手綱吉持参被下候、 酒壱分恵ひすや台取、 夫ゟ御神酒上ケ、 (中略) 上ケ (中略) 七ツ時川谷村真証 夫ゟ村一同御祈祷神楽湯 御神酒いたし、 夜入村一同帰り Л

百五十壱文渡シ、廿四日(主内:帳面調、朝辰治郎・清吉弐人神楽入用金三分ト九

へ対し神酒が遣わされている。春祈祷は七日迄行われている。祷が最初のようである。二月四日が春祈祷初日で役人判頭中より若者組若者組が本格的にまたは行事の中心的役割を担うのは二月上旬の春祈

後者は

「ホンマツリ」と呼ばれてい

を奉納している。

組が村境まで迎えに行き、 る。 谷村の饗応を受けている。 村方からのものであろう 除明神の ていないが、 'n 六月一〇日は隣村川谷村の虫除明神の巡行があり、 は特別行事のようである。 虫除は年中行事として位置付けられているが、 年寄中は百万遍を、 世 話 六月一一日虫除明神巡行後大谷村では五穀成就の祈祷が行 神楽奉納に対して御神酒が遣されているが、これは当然 若者中は神楽を奉納している。 翌日若者らは虫除明神を次村に送り出してい 御神体は天王様 虫除巡行に関連しての神楽奉納は行われ (八坂神社) 虫除明神の巡行とい へ納め神官は 若者中へは虫 組 頭 若者 大

 σ

名主・

祭礼は新暦の六月二八日と九月二九日に行われ、 を兼ねたものになったのだろうか。 が百万遍を奉納しているが 祭礼に関する記述は無い。二四日に日乞のため村中の若者が神楽を年寄 若者組が村方へ祭礼入用を願っている。 六月には村内の鎮守である八坂神社の祭礼が行われるため、 (八坂神社へか)、 『大谷の民俗』 しかし六月の日記には 日乞行事がこの年の祭礼 前者は によれば八坂神社 「テンノマチ」、 <u>一</u> 五 八坂神社 日に 0)

に村方一 七月は日乞と風除の行事に神楽が奉納されてい 同の評定で翌 一七日の執行が決まり、 若者達は村内三社に神楽 る。 風 除は七月一 六日

が ほとんどみえない。 坂神社・白山神社の祭礼であるが、 若者組にとっても、 それは八月一六日の記事に 村内にとっても最大の行事の 安政五年の日記からは両者の記事 「御停止」、 一つは 九月一 一一月七 九 日 0

> るが、 出され 日に に御停止明けの記事があり、 おいても鳴物停止の対象となる出来事はなかったようである。 徳川家定薨御に伴う鳴物停止がある。 止明けに伴い白山神社より神楽持参の要請が出されてい)理由は定かではないが半年近く神楽奉納は行われず、 「神楽奉納停止」とあることから、 九月下旬には免じられている。 ていたためと思われる。 停止明けの時期に開きがある。 この年における幕府の鳴物停止としては これは八月八日に触れ出されて 朝生家日記によれば一二月一六日 何らかの理由で鳴物停止が触 一二月一六日停 久留里藩に 鳴物停止

ることはできない。このためその間の記事を安政四年の日記によってみ 右の理由 から八月以降若者組による神楽の記事を安政五年の日記にみ

よう。

集まっての物真似など村内における男女間の交流の様子を垣間みること 礼に向けてのものであろう。 ができる。 われているが、 九月二四日に若者組は神楽の稽古を始めているが、 その場所は名主である八郎兵衛宅のようである。 祭礼の翌日九月三〇日に神楽の千秋楽が行 これは二九日の 男女が 祭

て Vi 五日の上覧の記事をみると大谷村の若者三○人が城内に入り神楽を演じ じられたものか、 る。 るが他村に関する記述は 〇月一九日は 城内において藩主の上覧に供する神楽であるが、 領内各村に命じられたものか不明であるが、 久留里藩主より神楽奉納が命ぜられその 一切みられない 大谷村だけに命 相 談を行 一一月 7

一月下旬村内に病人が多かったらしく八坂神社において二三日に神

楽が特別な神楽であったように思われる。その後三〇日に行われた神楽おろしを行うが、その際奉納された神楽は「神事神楽」とあり、この神

は「湯花『『可仕候』とあり、湯立神楽も行われていた。

判頭と呼ばれる役のようなものがあり、この判頭が若者組と深く関って里藩領村全体であるかもしれぬが=においては名主・組頭などとは別に的な役割を果しており、その担い手は若者組であった。神楽をも含んだ的な役割を果しており、その担い手は若者組であった。神楽をも含んだ右のように村内における祭礼・祈祷など神事全般に亘って神楽は中心

る者も存在していたらしい。であるが、明治六年五月一七日の条によると専業または専業的立場にあであるが、明治六年五月一七日の条によると専業または専業的立場にあ神楽は基本的には若者組の者達が自主的に稽古をし、演じていたわけ

たらしい

為致候、 意こさわき、 衛殿女房同道ニて四ツ時頃御城山 此度久留里城御櫓破シ被仰付、 ||城御守り| 依之人、出候、母孫とみを連御城山へ金兵衛殿女房、 三味線之声、 付、 昨日ゟ御祈祷、 大鐘之音一通りならず、 右御櫓潰し候処、 へ行 就而 ハ丸一神楽太夫を頼稽古 何 右: 者か毎 付丹 作兵 生明 夜不

が、とりあえず存在したことを指摘しておく。現在のところ専業または専業的な神楽に関する記述はこれだけである

二神楽の現状

神楽の現状といっても筆者が昭和六一年九月二九日に俵田の白山神社

年現在どのような状態にあるかは確認していない。において見聞した神楽及びそれに関する聞き書きが中心であり、平成

『小櫃村誌』によると、昭和五〇年代前半の白山神社における神楽奉納』

について次のように記している。

るが、 太夫の系統に属するものときいたが詳しいことは分っていない。 印象に残るものであった。 青年衆の特技といってよかった。 0) は始め御幣を持ち、 通りあった。 分内外の演技である。 手を後の着物の中で操作を助ける。楽器は大鼓一、小大鼓二、笛三 後被りと称して胴体に初めは一人、 体は獅子頭で奉納に当っては舞手一人、 が最近まで神楽を奉納していたが今は中絶の状態である。 氏子中俵田・上新田・西原・ ,四人、 部落についても同様に分っていない 日本刀を持って舞う『剣の舞』 故事来歴は一寸不明である。 鐘叩一人の構成で舞初めてから狂いの終りまでで大体四十 流派によって神楽唄が異り更に普通狂いに入る以前に 次に鈴を持ってするが御幣と鈴の代りに二振り この殆んど同様に思われる演技のうちにも三 獅子頭には鼻の黒いものと赤いものがあ 賀恵渕・三田・長谷川・大谷の七部落 実に勇壮で奉納神楽の中でも深く があり、これは主として大谷村の 西原と三田 後 『狂』の段階には三人で舞 ハカマを着けるのが通常で 部落は房州磯村の三 神楽の本

なかったわけである。神楽の内容は詳しく記されているのでここで繰り昭和五三年の発行であるからこの当時白山神社に神楽奉納は行われてい『小櫃村誌』によると、神楽は現在中絶の状態にあるというが、本書は「

めのものという。

青年衆によって行われていた特技という点である。返すことはないが、ここで注目されるのは「剣の舞」が主として大谷村

昭和六一年九月二九日に白山神社の祭礼を調査した時には神楽が奉納さ合同の雨乞の際に演じられており、恐らく新趣向のものであったと思われる。それがどのような事情からか大谷村も演じるようになり、次第に周囲から大谷村の特技として認められるに至ったと考えられる。自山神社祭礼時における神楽奉納は『小櫃村誌』出版の時点では中絶方にあったようだが、その後再び神楽奉納が行われており、筆者らが状態にあったようだが、その後再び神楽奉納が行われており、筆者らが状態にあったようだが、その後再び神楽奉納が行われており、筆者らが状態にあったようだが、その後再び神楽奉納が行われており、筆者らが大きには神楽が奉納される。それがどの際に演じられており、一般の表した時には神楽が奉納される。

輪の付いた台車のごときものに納められており、これを各村から白山神一番の盛り上りは神楽である。神楽の道具は木製の直方体の箱に木の車白山神社の祭礼は儀式→ナオライ→神楽の順で進められるが、祭礼の

がその概要を次に記しておこう。

れている。

調査といっても簡単なメモを採っただけで曖昧な部分が多い

社に運び組み立てるらしい。

ている。一升壜の中味は酒か水か聞き洩らしたが、笛の音を良くするた納める。太鼓を箱の周囲に吊り下げ、箱の中からは笛や一升壜がのぞい箱の中からお宮を取り出して台車の上にセットし、その中に獅子頭を

まではリヤカー程度の車に神楽を乗せて運び、他の部落を通る時は太鼓の八坂神社で神楽を舞ってから白山神社にお宮を運び舞った。白山神社『大谷の民俗』によれば昭和15・6年頃までは青年会のメンバーが村内

てその晩のうちに神楽を神社の中に納めてしまった。また神楽そのもので囃しながら歩いた。白山神社の神楽奉納が終ると再び八坂神社で舞っ

については次のように記している。

ことができなかった。 楽を見た時は本書の存在を知らなかったため、 行っていなかったのであろう。 オライが終る頃拝殿下に設けられた神楽舞台の脇まで運ばれ 本書の調査は昭和五三年であるから少くとも白山神社への神楽奉納は 囃子は神楽・宮入りなどによって笛が違う。 番うまかったので、 社に奉納するために、 鼓二名、 最後の怒る場面でも迫力があった。 獅子の鼻は黒い。 い稽古した。(中略)これほど熱心にやったせいか大谷の神楽は 大谷の神楽は女神楽で雌獅子だった。 笛二名でやる。 神楽は全てがセットされると拝殿前に置かれ、 舞い方は雌獅子はおとなしく、 白山神社ではしんがりに行い真打ちであった。 七・八月は毎晩行宿などに集まり、 他に鉦なども用いる。 筆者が昭和六一年に白山神社において神 獅子が三名、 雌獅子の面の鼻は赤鼻で雄 残念ながら比較検討する 青年会の人は、 舞い方は二五手あり 雄獅子はきつくて 大太鼓一名、 半日くら 白山神 小太 ナ

るうちの一人が節を直したという。がつくが、昔は御詠歌のようなものであったのを、ナオライに加っていべき存在は太夫で、太夫は青年団を退いた人が勤める。神楽には神楽唄りさらに上総方面に伝播したという。神楽を統括する責任者とでもいうけオライの席の人々の話によると、神楽は紀州漁民と共に房州に伝わ

和六一年の白山神社祭礼に神楽を奉納したのは大谷・俵田・長谷

昭

ーで、

このヒョットコの役がアトッカブリ

手二人が舞台に上がり本殿に向って一礼。

一人は獅子、 (後被り)

一人はヒョッ

である。

く る。 奉納は団長挨拶から始まっている。最初の神楽奉納は俵田村で、 川・三田・ 氏子役員達が青年団長の挨拶があった方がよかろうという意見で、 奉納開始のセレモニーは特に決まりがあるというわけでもないらし 西原・ 貝渕・末吉・戸崎の各地区で奉納は午後日 一時より始ま 先ず舞

げ、 けては近く 滑稽な仕舞でそれを避ける。 回 懐から紅白の餅を取り出しては投げ始める。遠くへ投げると見せか 子の頭は口でくわえているため、 す。 鈴と幣束はアトッカブリに当りそうになるが、 近くへと見せかけては遠くへ巧みに投げる。 そのうちアトッカブリは自分の胸を押し広 獅子の舞手は鈴と幣束を持って振 アトッカブリ は

怒りの 0 あまり変りない 撤き俵田村の神楽奉納が終る。 V これは怒りの舞いと呼ばれ、 ない。 鼻は赤い。 次にあと一人が舞台に上がり、 上の記述は筆者自身の目で見たことと、 ボ ール箱が乗せられ、 表情をつくり、 袴は俵田村が唐草模様であるのに対し、 また三田村のアトッカブリは法被を着ただけで面はつけて が、 両者を比較すると、 舞台狭しと動き回る。 その中から餅や菓子を取り出しては見物人に 布の中の人が背を伸ばしたり縮めたりして 次の神楽奉納は三田村で、 合計三人が獅子の布の中に入って舞う。 俵田村の獅子の鼻は黒く三田 地 舞が終了すると舞台の上に 元の 三田は白地である。 方の説明をまとめた 舞そのもの 村

> の全行程を見ることができなかったため、 奉納の順番や大谷村の神楽は

今後調査し補完したい。

虫加 持と疱瘡加 持

=

(-)虫加持 疱 瘡加 持

きく、 つが どと異なりその原因が一定していないため、 治するという性格のものではないためであろう。 寺社などにおいて「虫封じ」と称し呪いが行われている。これは疱瘡な により現在はほぼ根絶された病気といってよい。これに対し疳は今なお の 師と思われる所で手のヒラに呪いをしてもらい、 いうが、自分には見えなかったという。 様な方法があったといわれている。 と考えられていた。 が出て虫を封じたという。 子供が疳 「マゴタロウムシ」である。 しかも伝染病であるため特に恐れられていた。 (癇) が起きたり、 疳の虫を鎮めるための薬や祈祷は日本各地に多種多 尤母の話によれば祈祷師は白い糸が出たと 引きつけを起こすのは疳の虫によるもの 筆者自身の経験によれば小児の頃祈祷 なかでもよく知られているものの 一方疱瘡は生命に関わる率も大 さらに一 そこから白い糸状の 種類の医薬品で しかし種痘の普及

ていた。ところが持明院の住職が歿したらしく、 疱瘡加持といっても、 これを 大谷村においては虫封じの祈祷と共に疱瘡の祈祷も行われている、 「虫加持」「疱瘡加持」 正しくは村内の寺である持明院がこれを執り行っ と呼んでいる。 大谷村における虫 後住がなかなか決まら 加持、

0)

で、

人により地区によりその名称は異っているのかもしれない。

ものであるが、

怒りの舞というのは

『小櫃村史』

0)

狂

に相当するも

神楽

以

のようである。村方が代行したといっても、名主八郎兵衛を中心に村役なかったため、安政四~五年頃は村方のものがこれを代行していたもの

人らが加持祈祷やその費用の管理を行っていた。

たからである。この宝物を中心として加持祈梼が行われたらしいが、そ村役人らが加持祈祷を代行できたのは持明院に伝わる「宝物」があっ

(安政四年)

の関連記事を次に紹介しておこう。

一〇月

- 14 55、骨四人銭四百文置帰り中候、自分 - 高菓子出し茶進持参り申候、子供四人銭四百文置帰り中候、自分 - 高菓子出し茶進十日 - 昼時増村(現市原市)善右衛門・和吉・善兵衛三人様疱瘡加

料百文置帰り申候、

十六日

同日九ツ時小糸作上畑村

(君津市) 一人虫加持参り、

加持

廿二日 同日虫加持今富村(市原市)三人参り、三百文

一月

(Elz) 伝兵衛・組頭嘉兵衛・名主立会□礼相改、其後御神酒壱升五合代二廿九日 早朝持明院□□礼一条"付伝兵衛殿π参り、其後市平・

百六拾文、こんにゃく五拾文、肴五十二口メ三百六拾文、

宝物加持料之内。而出し可申候取極候

七日 同日宮原村(市原市カ)虫加持参り、是て市平いたし、五日 同日市平虫加持致、代料四十八文、寺沢村(君津市)衆

代料

三百文置、是「市平台受取、八郎兵衛預り、

是「市平まじないたし申候、 (数2) 十四日 同日虫加持椎津村(市原市)衆一人参り、代料四十八文、

十九日 五郎右衛門孫虫加持、嘉兵衛殿参り、代料廿四文被下、

(安政五年)

二月

場合市平加持参り呉申候、右銭市平台請取申候節、新屋敷伴治居合、十二日(昼時矢那村(木更津市)虫加持料四百四十八文、セキ普請

十三日 同日虫加持料百文、是佐左衛門いたし同人ゟ請取、

其後疱瘡加持市平、持明院へ参り調合致遣し、右三百文之内百文御廿四日 同日虫加持矢那村衆三百文、是、佐左衛門加持いたし、

神セン払

三月

十日 同日虫加持矢那村、三百文代料内四十八文寺母ニ遣し、弐R

四十八文是、五郎右衛門殿ゟ請取、

十五日 同日昼時虫加持参り矢那村壱貫弐百文、是「市平ら加持文加持被下、内百文御神酒いたし市平殿・清三郎殿加持致遣し申候、十三日同日姉ヶ崎(市原市)上手虫加持参り、十四人弐朱「六百

いたし差上申候、右セン同人ゟ請取預り、

弐百廿一文、外ニ子供へ百文被下、同人をい子弐人参り、三人分疱瘡種遣し、代料弐百文、自分世話料廿三日(同夜東日当村元右衛門あたな赤門と云男疱瘡虫加持参り、

廿四日 早朝東日当村元右衛門殿虫加持疱瘡まじない市平いたし遣

五月

申

候

内四十 + 治兵衛・ + 应 日 H 八文寺母々ニ 茂兵衛・ 昼時主虫加持、 同日八ッ時牛宿在者弐人虫加持#疱瘡加持料四人四百文、 久右衛門四人、 遣し、 但シ奉見村 残三百四十八是、一平殿ゟ請取申候 四百文加持料被下、 (奉免カー 市原市) 是、八郎兵 治右衛門

十五日 同日昼時奉免村虫加持弐人参り#疱瘡加持致遣シ申候、

であった。この

加

(持は宝物があったからこそできるもののようだが、

呪

も必要

「呪い」には何人かの村民があたっているが、

市平が

度々市平が呪いを行ってい

を併せ行っても加持料は同一であった。

も呪いに練達していたようで、

持料弐百文被下帰り

衛加持致

気であり、疱瘡は生命に関わる率が大きく、しかも両者共に稀な病気でわれていたといってよい。前述のように疳の虫は小児にとって厄介な病ある。治療方法があっても病気が重くなれば加持祈祷の類が日常的に行ある。治療方法があっても病気が重くなれば加持祈祷の類が日常的に行を病気であればまだしも、手の施しようのない病気となればなおさらでと学の発達していない時代にあっては、現代より一層病気に対して強

らかの伝承でもあったのだろう。しても大谷村の零細な寺院にこのような加持祈祷があるというのは、何となればどのような遠隔地から人々が訪れても不思議はないが、それにとなればどのような遠隔地から人々が訪れても不思議はないが、それに大谷村持明院における虫加持・疱瘡加持は日記からも分るように、村

はなかったからこれを恐れる気持は強かったと思われ

の時は別段特別な書き方はしていない。また加持料は虫加持と疱瘡加持が行われていたことが分るが、五○文の時のみ四八文と記し、一○○文方衛門から八郎兵衛が受け取たとある。このことから九六法により勘定右衛門から八郎兵衛が受け取たとある。このことから九六法により勘定方の時は別段特別な書き方はしていない。まのことから九六法により勘定が行われていたことが分るが、五○文の時のみ四八文と記し、一○○文の四八文という場合もあるが、これは九六法に基づいたもので短銭のの時は別段特別な書き方はしていない。まの正は別段特別な書き方はしていない。また加持料は虫加持と疱瘡加持が行われていたとが分るが、五○文の時の記事によるというという。

ろうが現在のところそれを知るための手懸りはまったくない 渡していたらしい。翌三月二三日に来村した日当村の元右衛門の場合「三 において何かを調合し、 が行い、 は 容を示す記述がみられる。 人分疱瘡種」を受け取っているがこの「疱瘡種」 したかは不明であるが、 矢那村の人々が加持にやってきているが、 ところで両者の加持のうち疱瘡加持については若干ではあるがその内 その後の疱瘡加持については市平が行ってある。 これを加持に来た人々に渡している。 疱瘡加持の場合「薬」 安政五年二月二四日の記事によると、 虫加持については佐左衛門 のようなものを調合して は注目すべき記事であ 市平は持明院 何を調合 この日

貴重な収入源であったことは容易に想像できる。この収入に関連してか加持祈祷による収益は微々たるものであったが、小さな寺にとっては

月二二日大谷村に申し入れてい 持明院の本寺にあたる円如寺が、 . る 虫 加 持道具を持参するよう安政五年九

候ニ 談二 持参可致 衛門殿・ 頭五郎右衛門殿書面参虫加持道具不遺様言訳参り申候、 使 合 争 ;道具持参之義、 者返 略 日 行、 帰 付 たし寺世話人留主 ŋ 組 人書面 常吉・一右衛門・市蔵・八平殿十人酒食致、 早朝持明院 何れ立帰り相談可仕候儀取定帰り申候、 何れ寺世話人談事之上可取斗事 申 頭五郎右衛門殿・ 主わらすぐり、 -候処、 [使参り 是悲明廿三日六ッ半時持参可 又候夜入書面 候ニ 二面 名主・ 付 付、 昼後鍬柄拵居候処円如寺様ゟ虫加持道 常吉夜九ッ半時円如寺様ゟ帰り 虫加持道具遣し候義不相分候義 直樣五郎 組頭二人・伝兵衛殿 使者参り 右衛門殿行候処、 二而 候二 組 付 頭弐人相談之上 (後 致候様申越され 伝兵衛殿 略 諸道具相 市 平殿・ 挑灯持常吉 御隠居 右 又右 江 車 返シ 虫 昢 具 加 組 内

ŋ

村役 門殿・ 朝食後組頭弐人寺世話人伝兵衛殿・同市平殿・佐左衛門殿・嘉右衛 参り 物 人 史 致 廿三日 公候義、 žΤ. 加 候処、 被附置 人人持 預 持 道 け [右衛門殿忰春吉右之者一 置 如 明 具 朝鍬 候宝物、 何 伝兵衛殿風邪 候 院 六 持明院無住二 世話人一 御 頭 付 座候与 拵、 用意 ニ 此 夫ゟ伝兵衛殿・ 度無心致諸人助ヶ 同 相談致居候処江、 二而 申 他 休、 -候ハ 付てハ、 所 へ持参致候義難相成候 市平殿他行二 同 寄、 虫 本寺預り 市平殿 加持道具之義 ため 虫 五ッ半時円如寺様御 加 虫 持道具円 両 付留主、 可 加持 人相談致度義 中候処、 致 ハ 如寺 申上 可 夫
ら
内
帰
り
、 持明院什 遣 村方役 一候得へ žΤ 电 持参 出 付

如

如寺の間は二~三キロメート 円 円如 御聞 ŧ 大谷村から城下へ出る道筋を少し入った所に位置する。 御初穂寄御城内弐百文、 如寺は久留里藩の城下町である久留里市場に隣接する小 下、 (寺様江上ヶ、 ·済相成申候、 持明院 左様程二一 一而吞、 同 弐百廿四文村役人預り、 其後円如寺へ参り、 ·貴意致候物 = 夫
ら名主方へ参り中食円如寺様 村子供四百廿四文メ六百廿四文、 ル程である。 御 座 候ハゝ、 村子供虫加持致呉申 此時濁酒壱升伝兵衛殿被 持 明院可被納置候義 并御供 市部 持明院と円 進上申候 内四百文 候、 村 の寺 時

使者には寺の世話役が留守であることを理由に虫加持道具を渡してよい の理由があったとも考えられる。 たのではあろうが、 すると返答をしている。 ものかどうか判断がつかないと答えている。 世話役の五郎右衛門のもとに行くが他出中でもあったらしく、 面を持参し、 しまった。 くつかの問題があったようで、 、寺側の使者が訪ずれたため、 相談事をし、 持明院については先きにも少し述べたように、 翌日自宅へ戻った八郎兵衛のところへ円如寺からの使者が書 虫加持道具を持参するよう伝えてきた。 そのまま飲食になり参会者の多くは それにしては突然の申し入れでもあり、 円如寺側が加持料に関連して虫加持道具を求 八郎兵衛らは九月二一日に持明院に集ま 同じく世話役の伝右衛門と相談の上処置 ところが夜に入って再び円 後住の一件をはじめい 持明院に泊り込んで 八郎兵衛は直に寺 円 如寺 0

如寺が訪ずれている。 |三日に寺の世話人及び村役人らが寄り合いをしているところに円 .如寺側の主張は虫加持道具は持明院が無住

役人に預けておいただけのことであり、 れば当然本寺である円如寺が預って然るべきものであるが、 この度虫加持道具を無心するの それを村方

人助けのためであるという。

これにより円如寺は大谷村側の主張を尊重し、 宝物であるから、 これに対して大谷側は、 容易に他所へは移すことができないというものである。 虫加持道具はあくまでも持明院の什物であり 円如寺が持明院に来て虫

加持を行うことで落着している。

う。 推測される。 V 留里周辺には持明院の虫加持道具が知れ渡っていたからであろうことが ては触れていないが、 円 .如寺がこれほど持明院の虫加持道具を必要としたのは、 この時の円如寺側と大谷村側の交渉の中には疱瘡加持につ 虫加持と疱瘡加持は深い関連があったのであろ 少くとも久

多くの人々が感染し命を落とした人も少くない。 流行すればなす術はないといってよい。 霊験のあると思われている虫加持・疱瘡加持であるが、 慶応元年に疱瘡が流行するが、 現実に病気が

二大谷村における 疱 瘡の 流

然大谷村一村に留るものではなく、 の日記には、 かは判らないが、 記の残存状況から、 連日といってよい程疱瘡の文字が見える。 現存する慶応元年一〇月一七日から一一月一〇日まで 村内において疱瘡に感染した人が出たのがい 久留里地方一 帯に流行した筈である 疱瘡の 流行は当 0

が、

日記には他村のことが記されていない。

日は朝から持明院の件で会合が開かれることになっていたが、 大谷村における疱瘡の記事は慶応元年一〇月一八日から始まる。 出席者の

人市左衛門は

仰付っ 私忰疱瘡二 付、 勝手頼候義不相成義申、 付 御棚祭り持明院様頼度候得共、 同寺慎中川谷村浄蓮院様取斗、 円 如寺様ゟ慎被

是を可頼 与申帰り候

村の浄蓮院に依頼に行くという。 のため疱瘡退散の棚を祭っても祈祷をしてもらう僧侶が居ないため川谷 明院は後住が決まったものの、 右の理由により出席できない旨を八郎兵衛のもとに断りに来ている。 間違いをしたらしく、 本寺の円如寺に謹慎を命じられてしまった。こ 新任の住職が寺所有の山林売買で何らか 持

0

〇・一一月、 いと八郎兵衛に申し入れている。 次男が病気のため疱瘡棚を祭るので久留里へは同道できないかもしれな 同じくこの日の夕刻持明院の関係で久留里町まで行く予定の伝兵衛も、 同 一年一月の間に七名の子供達が病死している。 以下疱瘡の記事が続くが、 慶応元年一

慶応元年一〇月二六日の条には

久蔵殿弐人疱瘡棚納 = 付呼 れ行

とあるように危機を脱した子供もいるが、 疱瘡の勢いは衰えず二七日に

は長四郎の娘が亡くなっている。

之義届 夜八郎兵衛悔 八ッ時前長四郎娘死去ニ付、 ケニ而 願 出無御座、 参り、 疱瘡之事故ひそかに仕舞っ付、 右衛門隠居申、 組合市平殿 右 久蔵殿 付主帰り休 御届 寺村役人衆 ケニ参り、

神楽奉納

作兵衛脇疱瘡神楽奉納」とあることから、

内にあり、

小祠であったと思われる。

作兵衛脇の疱瘡神も恐らく石造の

疱瘡神は不動尊

祈祷は持明院が行いその後

に若者達が神楽を奉納している。

この時の費用は酒

升と御初穂二〇〇

祠で路傍にでも建てられたものであろう。

娘 郎の娘が亡くなったことを受けて翌日には早速疱瘡鎮静の祈祷が行 書き方からみてどうも疱瘡による最初の死者のように推測される。 うのを遠慮し密かに執行することにしている。 の死ではあるが流行病による死亡であるため、 長四郎の娘の死は日記の 葬儀は通常のごとく行 われ 長四

ようである。

文

ている。

八人工 楽帰り 酒壱升仁兵衛、 宅
ら
疱
瘡
神
様
へ
持
参
、 なツゟ請取 去一付疱瘡子供大切一付御祈祷致、 十月廿八日 神楽奉納可致候様申 (中略) 御日まち呼らせ、 御初穂弐百文・赤紙を代百文二品八郎兵衛、 村一同疱瘡御祈祷有、 持明院御祈祷、 聞 子供氏子セン集め四十四文有、 朝伝兵衛工 宜敷問合承知二 若者中神楽奉納仕候、 八ッ時過若者中神楽名主 行 夜前 付、 長 村若者七 四 右入用 郎 夜入神 娘 を 死

まで神楽を運んでいるが、 村一同によって行われている。 とした行事には「子供氏子銭」というものがあるらしく、 は若者世話人中に対し神楽を奉納するように指示している。 子供が大切であるということで祈祷を行うことになり、 がこれを集めている。祈祷は特別な階層のみが参加するのではなく、 疱瘡神は十一月六日の条に「不動尊内疱瘡へ 八ッ時過ぎに若者達は名主宅から疱瘡神 名主八郎兵衛 定使の「をな 子供を対象

> している。本来こうした負担は 赤紙一〇〇文であるが、 酒は仁兵衛が、 「子供氏子銭」 他の二品は八郎兵衛が負担 と村入用で賄われていた

め いたと考えられる。 ある。その他疱瘡による死者―主に子供―の霊を葬う意味が込められて これ以上死者が出ないことと、 祈祷は疱瘡による死者が出た翌日に行われている。 これを慰撫する気持が強かったのであろう。 流行病による死者は通例とは異り密かに行われたた 疱瘡の流行鎮静を願って行われたもので これは先ず第一に

を訪ずれ、 子を見せず猛威を奮っており、 、の神楽奉納を依頼してきた。 死者がでるごとに祈祷が執り行われるものの、 嘉右衛門の弟常次郎が疱瘡により危篤状態になったため神社 一一月一五日には市左衛門が八郎兵衛宅 疱瘡は一向に衰える様

具候様願候 · 付、 朝食前市左衛門殿参り候て、 神心三社神楽奉納之願。付、 殿へ遣シ、 あやをき次第御座候、 八郎兵衛義若者中一同願悪魔払神楽まいもらい申 無程平八殿新右衛門殿参り候っ付、 名主をなツを以若者中セハ人平八殿、 親るひ組合相談之上、 嘉右衛門殿弟常次郎疱瘡: 乍苦労早、三社へ奉納致候様頼入候、 村内神べ三社へ奉納致 只今嘉右衛門村社 新右衛門 付 命

ってのものであろうが、それは単なる疱瘡平癒・退散の祈祷ではなく「悪 た祈祷である。 く成人男子であったためと考えられる。 一一月一五日の祈祷は他の祈祷と異り、 祈祷を実施した理由は嘉右衛門の弟常次郎が子供ではな 祈祷の内容は当然疱瘡平癒を願 危篤状態の人間のために行

魔払い」の祈祷であった。

しかもその前日に忠八は七歳紐解の祝を行っている。日記にはとになった。八郎兵衛の孫忠八に一一月八日疱瘡の徴候が認められた。極瘡の流行はついに日記の筆者である八郎兵衛家からも患者を出すこ

夜ゟ孫忠八疱瘡催有、

衝激を受けたことであろう。同月一二日には八郎兵衛家においても疱瘡とあるだけで個人的感情を表現する記述はないが、八郎兵衛家は大きな

棚を祀っている。

付村 瘡御 孫忠八疱瘡御棚祭仕候、 会致候、 か小仕事、 は棚祭用品々くるりへ買っ 同参会致、 名主不出申候 熊二 |郎手片医師新町けいさい様頼| 孫忠八疱瘡ニ付組頭五郎右衛門殿御宅をかり参 持明院観心法印様御出被下候、 行、 帰り小仕事、 夜持明院山一 行、 もと・忠八疱 卯之助・た 条

ある湯かけが行われている。 同じく他家が負担するようになっている。 外の家で行われるようになり、 合には八郎兵衛自身も欠席をしている。 定であったが、 院所有の山の一件についての会合が名主八郎兵衛宅において行われる予 出しに行き、 疱瘡棚を祀るにあたり、 忠八が疱瘡に感染したため、 熊二郎は新町の医師のもとに赴いている。 忠八の祖母もとは祭祀用の品々を久留里に買 藩庁からの役人が出張してきても休泊は これ以降会合はほとんど名主以 一六日には疱瘡平癒の呪いで 組頭宅を使用しこの日の会 この日は持明

孫忠八疱瘡壱でん湯かけ

体力があったのか快方に向っており、一九日には疱瘡棚納めの用意にか一八日には二番目の湯かけを行っている。忠八は病気が軽かったのか、

孫忠八明日疱瘡棚納゠付品ふくるり買物致申候、

かっている。

一〇日には次のように無事棚納めを行っている。

殿 作兵衛殿女房子連、 平兵衛殿女房子連、 孫連、 卯之助勝手料理、 右御一同酒食差上申候、 通御客御座候、 御客憐母殿・清三郎殿女房孫連、 十一月廿日 憐をいね、 久蔵殿女房孫連れ、 孫忠八疱瘡御棚二付家内種八小仕事、 九ッ 川田長之助参り右四人泊り 川田そめ・もと赤飯ふかし、 時一 芋原村新兵衛殿母殿、 仁兵衛殿祖父金兵衛殿#平兵衛殿母殿、 同御出、 八ッ時過一同帰り、 金兵衛殿女房子連、 持明院様御出疱瘡御棚納被下候而 勘兵衛殿女房子供連、 村伴右衛門殿女房子連 (中略) 同川田そめ、 伝兵衛殿女房子連 たか憐をいね働き、 孫忠八疱瘡御 与袮・忠八もり、 市平殿女房 芋原村母 右之

しく、他家のそば打ちに出向いたりもしている。りしている。料理は卯之助が作っているが、彼は料理が得意であったら、この日は朝から棚納めの仕度に忙しく、料理を作ったり赤飯を蒸した

祈祷初穂金弐朱持明院様へ上ケ、

持明院が執行し、八郎衛家では金二朱を「初穂」として渡している。し疱瘡に感染しても平癒するようにということからであろう。棚納めはこれは忠八が無事平癒したため自分の子供や孫も忠八にあやかって、も棚納めに集まった多くの人々は女性であり子供や孫を連れているが、

考えられるが、

朝生家日記における種痘の初見は現在のところでは明治

兀

年五月一九日である。

 おれている。しかし完全に疱瘡が終熄したと見極めたのは月末のことで、 を応二年一月に入ると疱瘡に関する記事も極めて少くなる。しかし例年 を応二年一月に入ると疱瘡に関する記事も極めて少くなる。しかし例年 を応二年一月に入ると疱瘡に関する記事も極めて少くなる。しかし例年 を応元年の日記は一一月三○日までで、以下は残されていないため年

談取極め申候候。そ如何候と相談相懸候処、村方一同そ宣敷義申、今晩始候相候。そ如何候と相談相懸候処、村方一同そ宣敷義申、今晩始候相疱瘡;而是迄村方一同念仏休居候、最早疱瘡も切今晩念仏始メ致正月晦日 村一同秣野焼;付主行、昼前焼取帰之節相談致候て、

お灸をすえるとよい。

久留里までお灸をすえにいった。

この日から従来行われていた念仏を再開している。

く村内には風邪が流行しだし、引き続いて風邪退散の祈祷がはじめられより念仏が開始されている。疱瘡の流行が終熄すると、息をつく暇もなよのようにこれまでは村方における念仏も自粛されていたが、この日

施したという。大谷村にも近代の比較的早い時期に種痘が入ってきたと明治二年木更津村の選択寺を仮種痘所とし、医師数人を置いて種痘を実椎名正之の『君津郡・木更津市医師会史年表・医家名簿』 (によれば)

母ペひ子孫菊連、作兵衛殿娵同道市場町真勝寺π疱瘡うゑェ行、

二時頃帰り、

とが忠八の長女キクを連れて真勝寺に赴いている。以降明治二四年には明治一四年段階では忠八が朝生家当主の座にあるので、忠八の祖母も

長男栄が久留里の学校で種痘を受けている。

よれば「かんの虫」にはは持明院の「御宝物」によるためであるが『大谷の民俗』の民間療法にうである。しかし虫加持・疱瘡加持のみ特別な方法によっていた。それそれは神仏に祈ったり神楽を奉納したりと、様式はほぼ一定していたよ朝生家日記にみる限り様々な病気に対して加持祈祷が行われているが

まった。 電病した場合は疱瘡棚を設けたり湯がけを行っている。しかし疱瘡は種 である。その理由の一つは明治三年一一月六日に持明院が全焼して ようである。その理由の一つは明治三年一一月六日に持明院が全焼して とあり、大谷地区の人々も持明院の「宝物」については一切記憶にない

おわりに

配の違いを乗り越えて雨乞の代参組合が組織されているが、久留里藩領に行う祈祷とがあった。秋山氏が分析された川越地方においては領主支に世大谷村における雨乞(日乞)は久留里藩主の祈祷と村民が自主的

の形で参加している

が、これとて組織的なものではない。ている状態で、村々が共同で行っている例は近代に至ってからみられる下ではそのような動きはみられず雨乞祈祷そのものも村々が独自に行っ

対して村民は藩主の祈祷所に参拝をしたり、神楽を奉納するなど何らかても、その契機になったのは藩主の雨乞であったようだ。藩主の雨乞に近世大谷村及びその周辺村落の雨乞は村側が独自に行っていたといっ

うが、 という得体の知れぬものが引き起こす小児の病気の特効薬=恐らく多く 考慮しておく必要があろう。「虫封じ」が今なお行われているのも の要因によって生ずるのだろうから特効薬などできないであろうし、 意味な場合もあるが祈祷や信仰などを考えるときはある程度このことを を全て当時の感覚に立ち返って見るということは不可能であり、 化した儀礼娯楽としての神事ではなかったということである。 民も祈祷を信じ、 かもしれないが、 おさらである。こうしたことは歴史の分野にはなじまないことではある 特に虫加持・疱瘡加持をはじめとする病気の平癒退散祈祷についてはな えて考なければならないことは信仰または「信じる」という行為である。 維持=納税者の確保ということであろう。さらに領主・農民の雨乞を越 め時として利用する農民側の動きについては今後研究も深化するであろ 雨乞祈祷と領主・農民の関係、 領主が雨乞を実施する基本は藩収入の確保であり、 場合によっては全てを託したからであって、 雨乞にしろ病気の平癒祈祷にしろその根底は領主も領 特に領主側の意図、 及びこれを受けと 領民の生命の 歴史事象 単に形骸 また無 疳 医

知れない=が作られないため、儀礼と「信じる」を兼ねて虫封じに行く学でいう疳と、一般人が考えている疳との間には大きな開きもあるかも

の

であろう。

てみたい。
「朝生家日記」の雨乞関係記事の中で注目すべき一つは近代に至ってからのことである。近世において雨乞祈祷の契機となった領主の存在がならのことである。近世において雨乞祈祷の契機となった領主の存在がならのことである。近世において雨乞祈祷の契機となった領主の存在がならのことである。近世において雨乞祈祷の契機となった領主の存在がならのことである。近世において雨乞祈祷の契機となった領主の存在がならのことである。近世においては「朝生家日記」の雨乞関係記事の中で注目すべき一つは近代に至ってかてみたい。

のかは不明である。 自動的に若者組に組み入れられるのか、一定の資格・家の者だけが入る 中楽を演ずることができたわけである。但し日記からは村内男子全員が 神楽を演ずることができたわけである。但し日記からは村内男子全員が 神楽を演ずることができたわけであるが全ての神事・祈祷に関っていると のかは不明である。

う奉納芸(適切な言葉ではないかもしれないが)は単純に伝統芸能とし合めた行為自体は伝統行事として位置付けられるであろうが、それに伴くの間は継続されるのかというとそうでもないようである。雨乞などをおのまには時代の先端を行くもの、流行が常に取り入れられている。特諸行事には時代の先端を行くもの、流行が常に取り入れられている。特諸行事には時代の先端を行くもの、流行が常に取り入れられている。特

て位置付けるには問題があろう。

によると雨乞は終戦前まで続いていたようで、行事の具体的内容を記し大谷村における雨乞自体本論で述べた通りであり、『大谷村の民俗』(8)

○八坂神社にある一対のアマイヌを昼から夜にかけて若い衆が担ぎ、

ている。その要点を次に抜粋してみよう。

村中をまわり、御腹川へ担いで行き水に浸した。

に流した。久留里城の井戸水を汲みにいくこともあった。祈祷通りりが続いても一向に涸れない。ここに水を貰いに行き神社に供え田○高宕山山頂に直径二メートル程のタライがあり、この中の水は日照○アマイヌだけでなく寺の釣鐘も担ぎ川に浸したこともあった。

雨が降ると竹筒に倍の水を返した

もの、他所で行っているものを導入したと考えられる。行事を行う方も見る方もより一層行事を娯楽として楽しむために新しい少ない時代にあっては神事などの行事は村にとって最大の娯楽であり、とは異ったものを取り入れ続けてきたのではないかと思われる。娯楽のとは異ったものを取り入れ続けてきたのではないかと思われる。娯楽の以上のように前掲書による大谷村における雨乞の内容は本稿で紹介し

明治四二~三年頃能楽会に招かれて黒川能の一行が上京し、笑月は神田た芸能の一つに黒川能がある。山本笑月の『明治世相百話』によれば、保存されるようになる。所謂伝統芸能としての位置付けである。こうし神事等の奉納芸は地域やその内容によっては伝統芸能として注目され

の錦輝館でこれを見るがその批評は辛辣極りないものであった。

久米邦武や西岡逾明らの働きによるものであったが、国家的援助は得らという見方を取ったが、能楽だけは特別な扱いを受けたという。これは権藤芳一によれば、近代国家は日本の芸能を「国家 " 益ナキ遊芸」

れず一部の華族の力に依っていた。

視点をいまだ持ち得なかったのである。あくまでもプロとの比較でみているわけである。所謂伝統芸能としてのあくまでもプロとの比較でみているわけである。所謂伝統芸能としてのし東京人は黒川能を民間に受け継がれた芸能としてみることはできず、右のような延長線上に能楽会の黒川能上演があったのであろう。しか

事が古来よりそのまま引き続いていると誤解している場合もある。ってきている。しかも見る側の者は時として演じられている奉納芸や行と異ったものを導入することを、演ずる方も見る方も拒否するようになるようになったのかについては今後調査する必要があるが、奉納芸などるようになったのかについては今後調査する必要があるが、奉納芸など

しかし近年伝統芸能にも再び新しい要素を取り入れる動きもみえていること、神楽が落成式や結婚披露宴に招かれ花代を得る機会が増えていること、神楽が落成式や結婚披露宴に招かれ花代を得る機会が増えていること、神楽が落成式や結婚披露宴に招かれ花代を得る機会が増えたことにあるようだが、これに対して地元では賛否両論というところでたことにあるようだが、これに対して地元では賛否両論というところでおるらしい。

今後は変質するものと、一定の型を守りぬくものとに二分していくの

であろうか。

なってしまった。「朝生家日記」の記述内容が豊富であるため記事に振 本稿は初めに意図したことからその内容が多岐にわたり散慢なものに

り回わされてしまったためで、それは筆者自身が問題関心をきちんと整

理できなかったことにもよる。

方や解釈に大きな誤りがあると思う。本稿の表題自体問題があるのでは 筆者自身民俗学に対する知識をほとんど有していないため、 また本稿は民俗学の分野と抵触する部分がかなりあると思われるが、 用語の使い

ないかと危惧している。

(1)市原市教育委員会編『市原市史』 物館に展示されている。 昭 54 藤原式揚水車の模型は千葉県上総博

② 同

(3)高谷重夫『雨乞習俗の研究』(昭57)法政大学出版局

井上攻「近世後期梶ヶ谷村周辺の雨乞」(『川崎市史研究』創刊号(平2))

秋山伸一「雨乞行事と近世村落」(『歴史民俗資料館紀要くらしとれきし』創

(6)千葉県君津市西原吉田政芳家文書

(7)千葉県君津郡教育会編発行『千葉県君津郡誌』 下編 留2 (平2臨川書店復

(8)千葉県企画部文化国際課編『久留里藩制一班』千葉県史料近世編(平2)千

注(7)に同じ。

国立歴史民俗博物館発行『描かれた祭礼』(平6)

千葉県教育委員会編発行『千葉県の文化財』(昭52)

(12)岩元重雄編『大谷の民俗』 (昭 53 国学院大学民俗学ゼミナール

(13) 石井良助外編『幕末御触書集成』 第二巻1334・1377号史料(平4)

(11)小櫃村誌編纂委員会『小櫃村誌』 (昭53) 千葉県君津市

木更津市医師会 医師会史編集委員会編『君津郡木更津市医師会史』資料集Ⅰ(平3)君津郡注(氾)に同じ。

注(12)に同じ。

注(12)に同じ。

藝能史研究会編『日本芸能史』第七巻第六章 山本笑月『明治世相百話』中公文庫(昭5)

(21) 小林忠雄 「歴史の交差点⑪伝統を一新したスーパー神楽」 (『週刊ダイヤモンド』 (平2) 法政大学出版局

平8·27号

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

Ritual Ceremonies in Oyatu Village, Mouda County, Kazusa Province — Focusing on Performing for Rain and Prevention Insects and Smallpox—

YAMAMOTO Mitsumasa

This paper is part of an attempt to describe the daily life in a village (Oyatu Village, Mouda County in Kazusa Province and a part of the domain of Kururi han of Tokugawa establishment) from the last decades of Tokugawa into Meiji Period. The emphasis here is on the ritual behavior and incantations to which the inhabitants had resort when they had no control -to danngers like natural disasters and epidemics.

As examples of such behavior, the present paper discusses performing for rain, and getting rid of the worms which were thought to be in child-bodies and cause convulsions, and of smallpox.

Records exist for each of these phenomena, and through them, we can generally see that the domain lord firstly prayed for rain, and after that, the villagers acted a rain-making ceremony as like as in the neighboring villages. The ceremony included a Kagura (a kind of dance mimicking lions) done by members of Young Men's Association (Wakamonogumi), and worships to local shrines and temples.

In Meiji Period, needing a new focus to replace the domain lord, the villagers regarded the flag of Rising Sun (Hinomaru) as a symbol of their unity. And following this change, by adding new subjects derived from legends, the Kagura was greatly altered, as were the other ceremonies: some time, similar tendencies can be found in Tokugawa period, but not nearly to the extent. And it would be adequate to think that the movements intended to appropriate to the modernized Japan and also to make them more entertaining.

Spells against worms and smallpox were performed at one of the temples and were so highly regarded that people from elsewhere would also attended. However, when smallpox really prevailed in the village, these temple ceremonies were not done, but the Kagura and special incantations were adopted.

It can be seen through Meiji Period, whenever they wished to avert natural disasters or sickness, the Kagura continuously took place as a central role in the rituals, although the characteristics had significantly changed.

In these facts, the Kagura should be recognized to function as a role in lasting the traditional social system of the village, and could supply important views to study village rituals.